

新宿区

一般廃棄物処理基本計画

平成30年1月

新宿区

資源循環型社会の構築を目指して

区では、平成 20 年 3 月に「ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す」「環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する」ことを基本的な考え方として、10 年間で展望した「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

その後、国や東京都における法制度や目標値の見直し等、区を取り巻くリサイクル清掃行政の変化に伴い、平成 25 年 2 月に計画の改定を行い、更なる取組を推進してまいりました。

近年、国の廃棄物・リサイクル行政においては、資源循環型社会の形成への取組が一層進み、平成 25 年に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」、平成 27 年に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定され、国際社会においても 2030 年までの新たな目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されるなど社会状況が変化しています。

このような状況を踏まえ、前計画の最終年度である今年度に平成 30 年度を初年度とする新たな「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでの取組から現状や課題を整理し、前計画から継承した 2 つの基本的な考え方を基に 4 つの柱を立て、ごみ減量・リサイクル推進に取り組んでまいります。そして、新たな目標については、区民や事業者の皆様に分かりやすく、また、積極的に取り組みやすい指標として、区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量の削減量を設定し、具体的な取組を示しています。

本計画に掲げられた施策について、具体的に推進し実効性のあるものとしていくためには、行政だけでなく区民や事業者の皆様による連携を強化していくことが必要です。今後とも、本計画の目標達成に向けて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今回の計画策定に際しまして、新宿区リサイクル清掃審議会の方々を始め、多くの区民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。

平成 30 年 1 月



新宿区長

吉住健一

一般廃棄物処理基本計画

目次

第1章 計画の趣旨 1

1. 計画の趣旨 1
 - (1)根拠法令等 1
 - (2)他の行政計画等との関係 1
 - (3)計画期間 1
2. 計画策定の背景 3
3. ごみ・資源の収集体制及び主な処理方法 3

第2章 ごみ処理及び資源回収の現状と課題 4

1. 区民・事業者の現況 4
 - (1)区民の現況 4
 - (2)事業者の現況 6
2. ごみ処理・資源回収の現況 7
 - (1)区が収集するごみの現況 7
 - (2)一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況 11
 - (3)区が回収する資源及び資源集団回収の現況 12
 - (4)事業者が行う再利用の現況 14
 - (5)リサイクル清掃事業にかかる経費 15
3. ごみ・資源の処理の流れ 17
 - (1)ごみ・資源の処理の流れ図 17
 - (2)収集・運搬 18
 - (3)ごみの中間処理 20
 - (4)ごみの最終処分 21
 - (5)資源の処理 21
4. 現状から見た課題 22
 - (1)家庭ごみの分別の徹底 22
 - (2)資源化率の伸び悩み 22
 - (3)事業系ごみの減量と資源化の推進 22

第3章 これからのリサイクル清掃施策の取組 23

1. 基本的な考え方 23
2. 取り組む施策項目 24
 - (1)ごみ発生抑制によるスリムな社会 25
 - (2)資源回収の拡充による循環する社会 27
 - (3)事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会 28
 - (4)適正なごみ処理を行う社会 29
3. ごみ減量目標の設定とごみ量推計 31
 - (1)積極的なごみ減量目標の設定 31
 - (2)既定施策を継続して進める場合のごみ量推計 32
 - (3)計画の進行管理 33
 - 一般廃棄物処理基本計画の体系図 34

第4章 生活排水処理基本計画 35

資料編 37

1. 用語解説 39
2. 資源・ごみ排出実態調査報告書（平成28年度概要版） 43
3. 新宿区リサイクル清掃審議会答申（本文）・委員名簿 51

第1章 計画の趣旨

1 計画の趣旨

本計画は、新宿区におけるリサイクル清掃施策について、基本的事項を定めるものです。

(1)根拠法令等

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」のうち、同施行規則第1条の3に規定する「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」に該当し、また、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（以下「条例」という。）第39条に規定する計画です。

(2)他の行政計画等との関係

本計画は、新宿区基本構想や総合計画、環境基本計画といった上位の計画のもとに定めるものです。あわせて、国の循環型社会形成推進基本計画や廃棄物の減量等に関する基本的な方針、ごみの中間処理を共同処理している東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画、最終処分場の管理を行っている東京都の廃棄物処理計画等との連携を図っています。

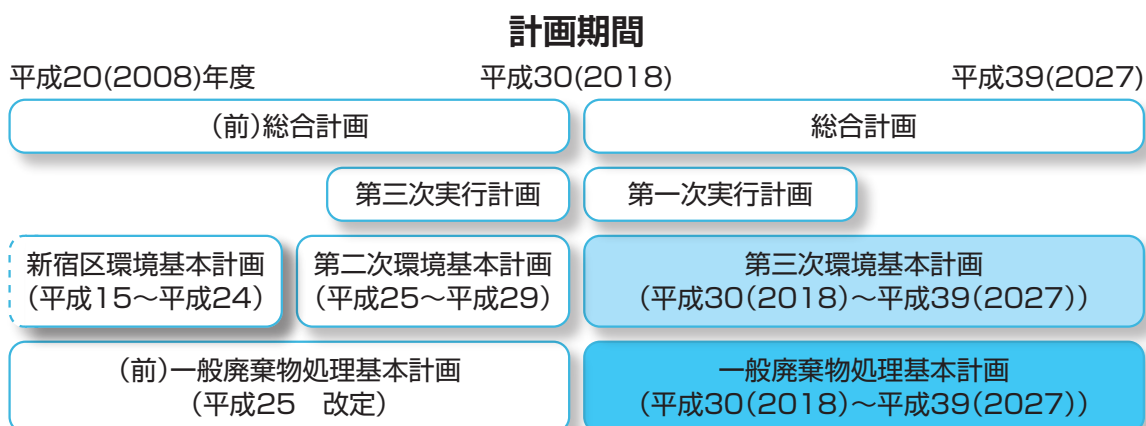
また、本計画策定にあたっては、新宿区リサイクル清掃審議会に対し、盛り込むべき事項について諮問し、平成29年6月に答申の提出を受けました。この答申の趣旨を踏まえて策定しています。

(3)計画期間

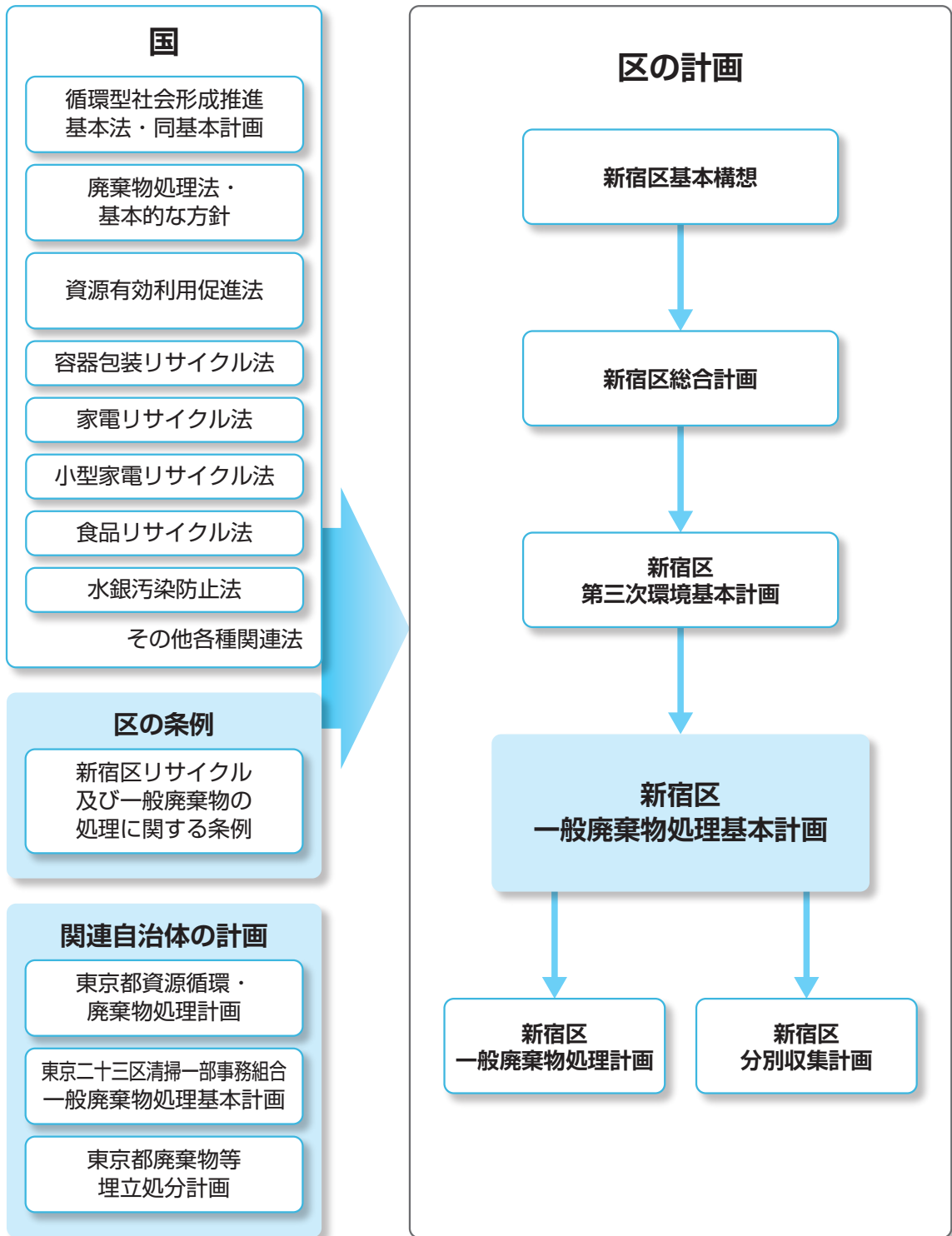
本計画は、「新宿区総合計画」との整合性を図り、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画の進捗状況、社会経済状況の変化及び関連計画との整合性など、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

また、本計画の具体的な実施に関する事項は毎年度定めていきます。



他の行政計画等との関係



2 計画策定の背景

これまでの新宿区一般廃棄物処理基本計画は、平成 20 年度を初年度とした平成 29 年度までの 10 年間を期間とした計画でした。

この間、国の廃棄物・リサイクル行政においては、資源循環型社会の形成への取組が一層進み、国連総会においても 2030 年までの新たな目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われています。循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」をはじめとする各種計画や法令の制定や改正が続けて行われており、様々な施策の推進について生活者・事業者・行政等が協力して、ともに取り組む方向性が示されています。

東京 23 区では、最終処分場（埋立処分場）のひっ迫と資源の有効利用の観点から、廃プラスチックをサーマルリサイクルする方針が決定されるなどの社会状況の変化が生まれました。

新宿区においては、平成 27 年に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定されたことを受け、平成 28 年度から蛍光灯などの水銀使用製品の適正分別を開始したほか、レアメタルなどの希少金属を再利用するため使用済小型電子機器等を資源として回収するなど、前計画策定当時と状況は大きく変化しています。

また、前計画では具体的な事業を通じてチャレンジ目標の達成に向け努めてきましたが、平成 28 年度までの成果を見ると、対平成 17 年度比で、一人 1 日あたりのごみ量は約 30%の減少、資源化率については約 25%の増大となっており、既定施策の継続により想定されたごみ量の削減は達成することが出来ました。しかし、生ごみの減量、ごみに含まれる資源の適正な分別などの更なる取組では想定した削減量や資源化率に至りませんでした。

このような状況を踏まえ、区の多様な地域特性に基づき新たな視点を取り入れた一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

3 ごみ・資源の収集体制及び主な処理方法

収集体目	収集場所	搬入先	主な処理方法
燃やすごみ	集積所	清掃工場	焼却処理後、最終処分場へ
金属・陶器・ガラスごみ	集積所	新宿中継・資源センター (⇒不燃ごみ処理センター)	破碎後、金属類等を選別し最終処分場へ
粗大ごみ	自宅前等	粗大ごみ中継所 (⇒粗大ごみ破碎処理施設)	粗大ごみ中継所で金属類等を選別し、破碎後、最終処分場へ
資源	集積所 (一部拠点)	各処理事業者	資源化处理
蛍光灯等	集積所	新宿中継・資源センター (⇒専門事業者へ)	資源化处理

第2章 ごみ処理及び資源回収の現状と課題

1 区民・事業者の現況

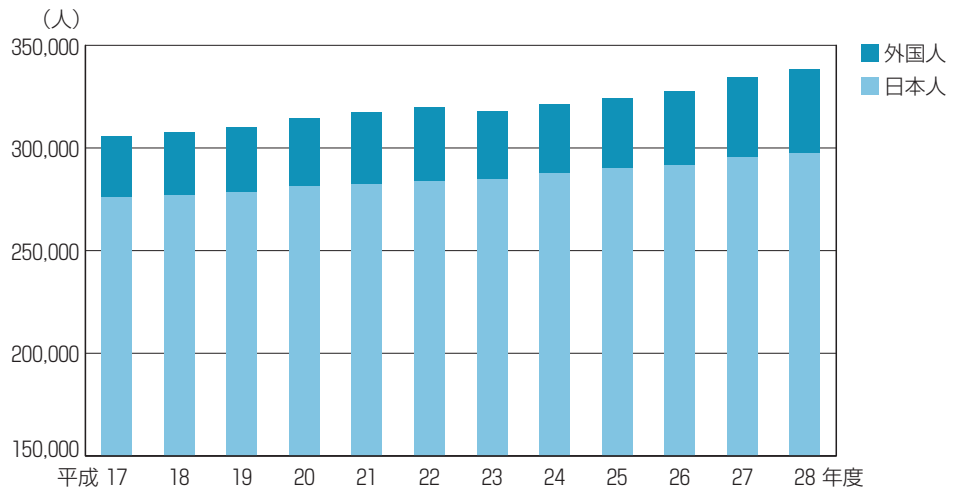
(1) 区民の現況

新宿区の人口はこの数年微増の傾向にあります。現在、区の人口の1割以上が外国人です。また、世帯については、住民基本台帳の世帯数のうち、6割以上が1人世帯となっており、1世帯あたりの人員数は微減の傾向にあります。

新宿区の人口の推移

(各年度内の1月1日現在) (単位：人)

年 度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
日本人	275,771	277,078	278,350	281,037	282,144	283,819	284,518	287,598	289,961	291,696	295,608	297,253
外国人	29,765	30,337	31,856	33,555	35,211	35,805	33,568	33,574	34,121	36,016	38,585	41,235
総人口	305,536	307,415	310,206	314,592	317,355	319,624	318,086	321,172	324,082	327,712	334,193	338,488

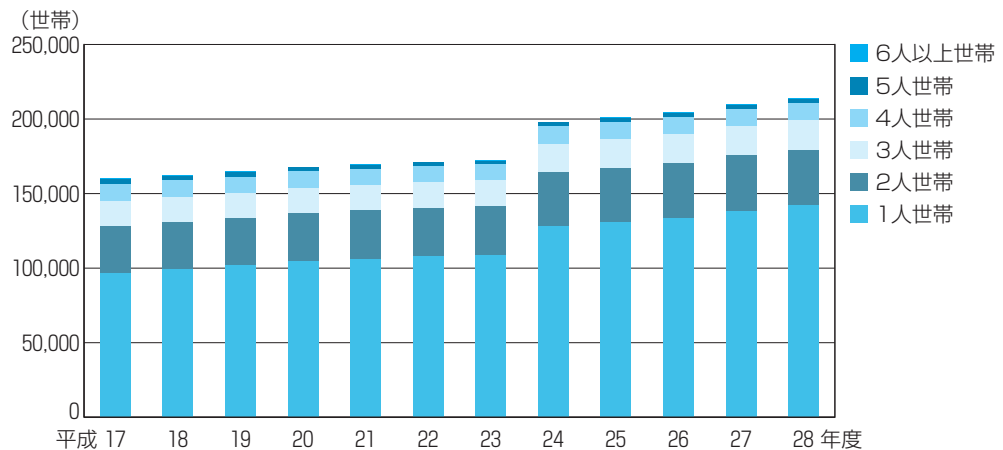


動態別人口

区分 年次	総数 (増減)	自然動態			社会動態		
		出 生	死 亡	増 減	社会増	社会減	増 減
平成 17	2,175	1,873	2,290	△ 417	29,955	27,363	2,592
18	1,307	1,963	2,306	△ 343	28,998	27,348	1,650
19	1,272	1,989	2,340	△ 351	30,212	28,589	1,623
20	2,687	1,997	2,378	△ 381	30,021	26,953	3,068
21	1,107	2,232	2,343	△ 111	29,717	28,499	1,218
22	1,641	2,192	2,447	△ 255	29,752	27,856	1,896
23	699	2,135	2,524	△ 389	29,862	28,774	1,088
24	36,473	2,324	2,484	△ 160	68,610	31,977	36,633
25	2,910	2,469	2,626	△ 157	45,622	42,555	3,067
26	3,630	2,515	2,533	△ 18	45,918	42,270	3,648
27	6,481	2,612	2,641	△ 29	51,323	44,813	6,510
28	4,295	2,790	2,672	118	48,991	44,814	4,177

住民基本台帳の世帯数の構成員数別の推移 (各年度内の1月1日現在) (単位：人)

年 度	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上世帯	世帯数合計	世帯あたり人員数(平均)
平成17	96,905	31,136	16,817	11,626	3,053	699	160,236	1.72
18	99,392	31,306	16,845	11,412	2,948	664	162,567	1.70
19	101,684	31,583	16,879	11,195	2,835	624	164,800	1.69
20	104,620	32,053	16,971	11,038	2,722	581	167,985	1.67
21	106,110	32,268	17,154	10,844	2,661	536	169,573	1.66
22	107,682	32,616	17,306	10,738	2,572	509	171,423	1.66
23	108,698	32,904	17,409	10,577	2,477	497	172,562	1.65
24	128,056	36,171	19,037	11,643	2,728	554	198,189	1.62
25	130,619	36,439	19,233	11,613	2,635	521	201,060	1.60
26	133,721	36,660	19,420	11,626	2,559	497	204,483	1.58
27	138,389	37,043	19,684	11,717	2,566	473	209,872	1.59
28	142,053	37,131	19,866	11,759	2,530	461	213,800	1.58



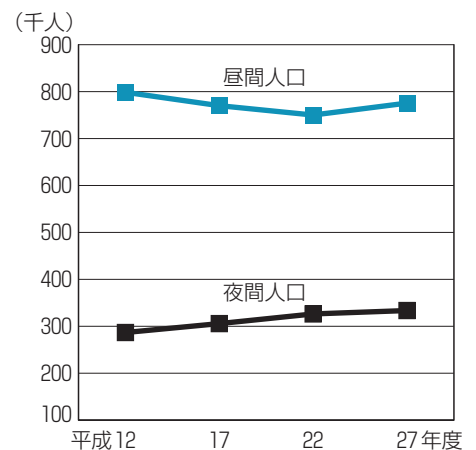
外国人世帯数の推移 (各年度内の1月1日現在) (単位：人)

年 度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
外国人世帯数	24,097	24,667	25,910	26,957	28,204	28,563	23,502	26,153	26,862	28,631	31,090	33,444

夜間人口・昼間人口の推移 (各年度の10月1日現在)

年 度	平成12	17	22	27
夜間人口	286,726	305,716	326,309	333,560
昼間人口	798,611	770,094	750,120	775,549

※昼間人口は、国勢調査による



(2)事業者の現況

区内の事業所の状況を見ると、従業員が1～4人の事業所が全体の約50%を占め、9人以下の事業所は全体の69%です。業種別で見ると、サービス業が最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店・宿泊業の順となっています。

区が指導の対象としている延床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の件数は、現在 1,574 件です。

産業大分類・従業員規模別事業所数及び従業員数

(平成 26 年 7 月 1 日現在)

規模別 産業大分類	事業所数								従業員数
	総数	1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100人以上	派遣・下請けのみ	
総数	33,602	15,871	7,313	6,713	1,512	1,042	955	196	693,036
サービス業	8,414	4,355	1,710	1,351	319	268	327	84	183,870
飲食店、宿泊業	6,161	2,581	1,448	1,663	308	110	31	20	73,091
卸売・小売業	6,416	2,739	1,631	1,477	247	156	131	35	107,436
不動産業	3,848	2,860	563	271	56	37	40	21	33,805
情報通信業	2,138	702	493	505	165	128	136	9	87,062
製造業	1,428	740	303	252	54	35	41	3	27,712
医療、福祉	1,808	717	526	367	98	55	44	1	38,371
建設業	1,264	564	280	241	55	64	59	1	32,022
その他	2,125	613	359	586	210	189	146	22	109,667

資料：「事業所・企業統計」

事業用大規模建築物物件数

(平成 29 年 4 月 1 日現在) (単位：件)

年度	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
29	885	491	198

※面積は延床面積

2

ごみ処理・資源回収の現況

(1)区が収集するごみの現況

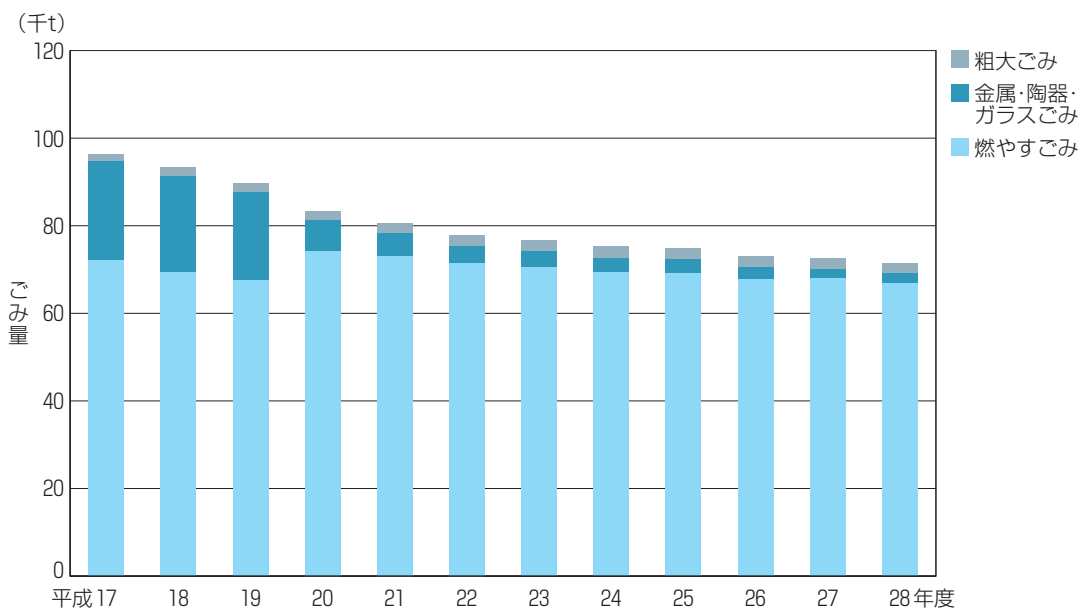
新宿区が収集するごみ量は、平成元年度の204,490tをピークに年々減少を続け、18年度は93,333tと半減以下、28年度は71,464tと約3分の1となっています。ごみの組成をみると、燃やすごみは厨芥類と紙類で53.4%となります。金属・陶器・ガラスごみは、金属類が23.4%、陶磁器・石類が22.3%、ガラスが19.6%です。(平成28年度資源・ごみ排出実態調査)

新宿区が収集するごみ量の推移

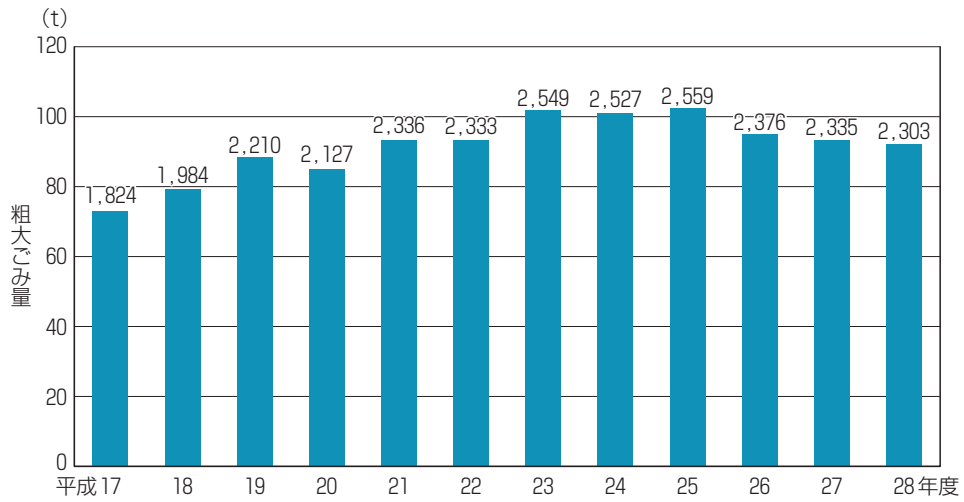
(単位：t)

種別 / 年度	平成 11	12	13	14	15	16	17	18	19
燃やすごみ	88,573	80,657	79,254	77,619	77,105	73,825	72,154	69,315	67,567
金属・陶器・ ガラスごみ	22,391	22,368	22,417	22,975	22,682	22,331	22,464	22,034	19,984
粗大ごみ	2,051	2,211	1,749	1,705	1,720	1,606	1,824	1,984	2,210
計	113,015	105,236	103,420	102,299	101,507	97,762	96,442	93,333	89,761

種別 / 年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
燃やすごみ	74,242	73,072	71,496	70,521	69,370	69,161	67,772	67,870	66,903
金属・陶器・ ガラスごみ	6,854	5,160	3,855	3,620	3,272	3,136	2,861	2,253	2,258
粗大ごみ	2,127	2,336	2,333	2,549	2,527	2,559	2,376	2,335	2,303
計	83,223	80,568	77,684	76,689	75,170	74,856	73,009	72,459	71,464



粗大ごみ量の推移

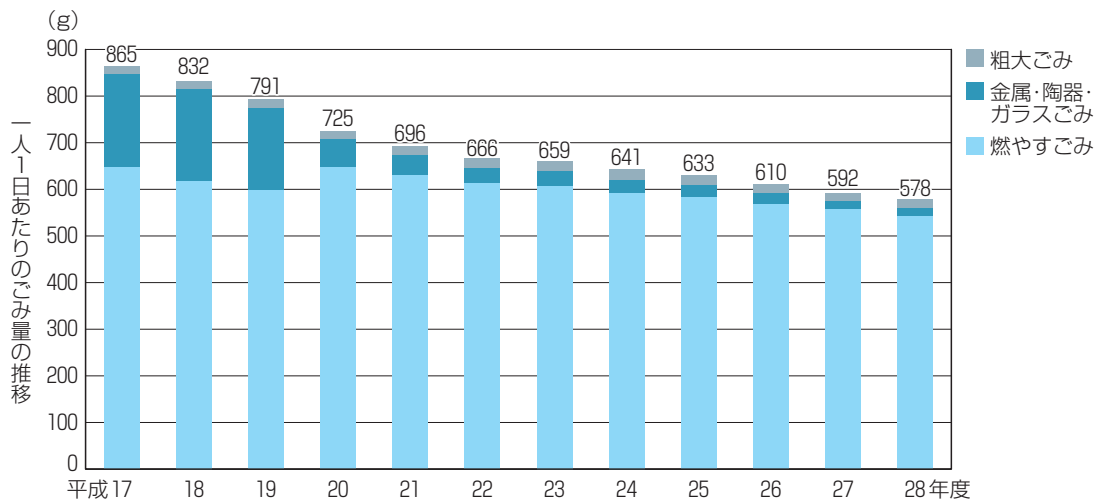


粗大ごみ品目別実績数の順位

(単位：点)

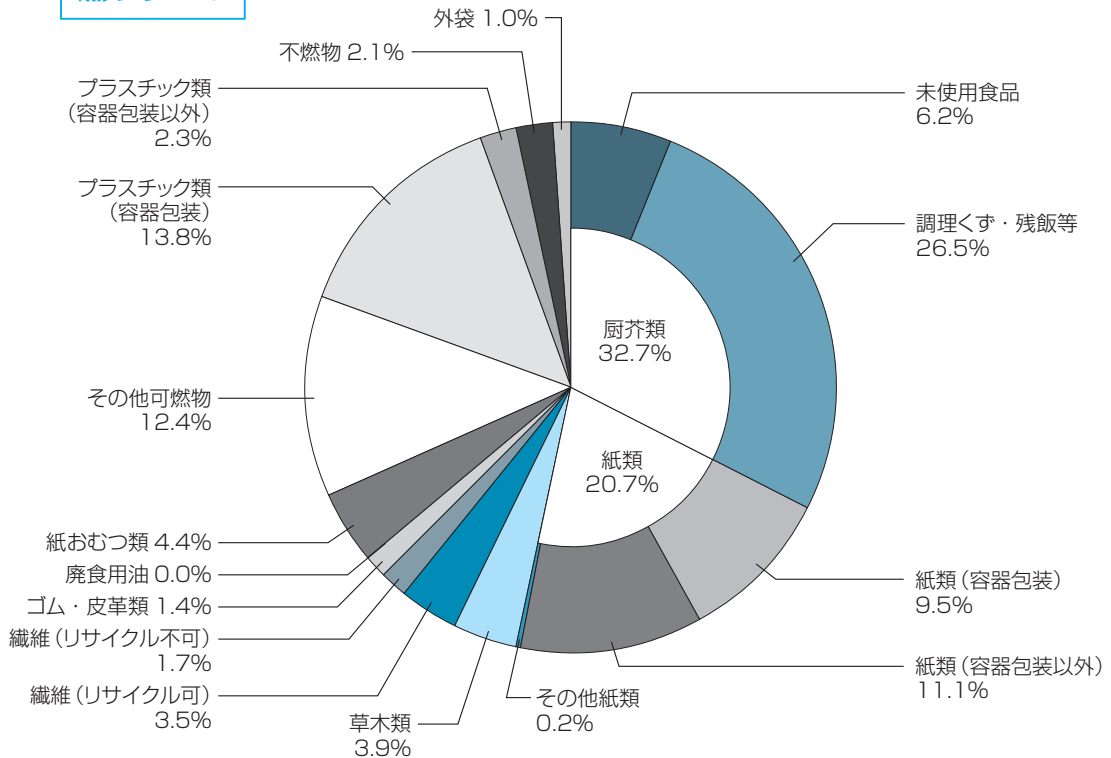
28年度	1位	2位	3位	4位	5位
品目	ふとん	いす	箱物家具 (幅と高さの合計が135cm以下)	衣装箱	敷物 (1畳を超えるもの)
収集点数	39,705	18,379	15,458	12,796	8,041

一人1日あたりのごみ量の推移 (区収集ごみ量を区人口で割り返した数値)

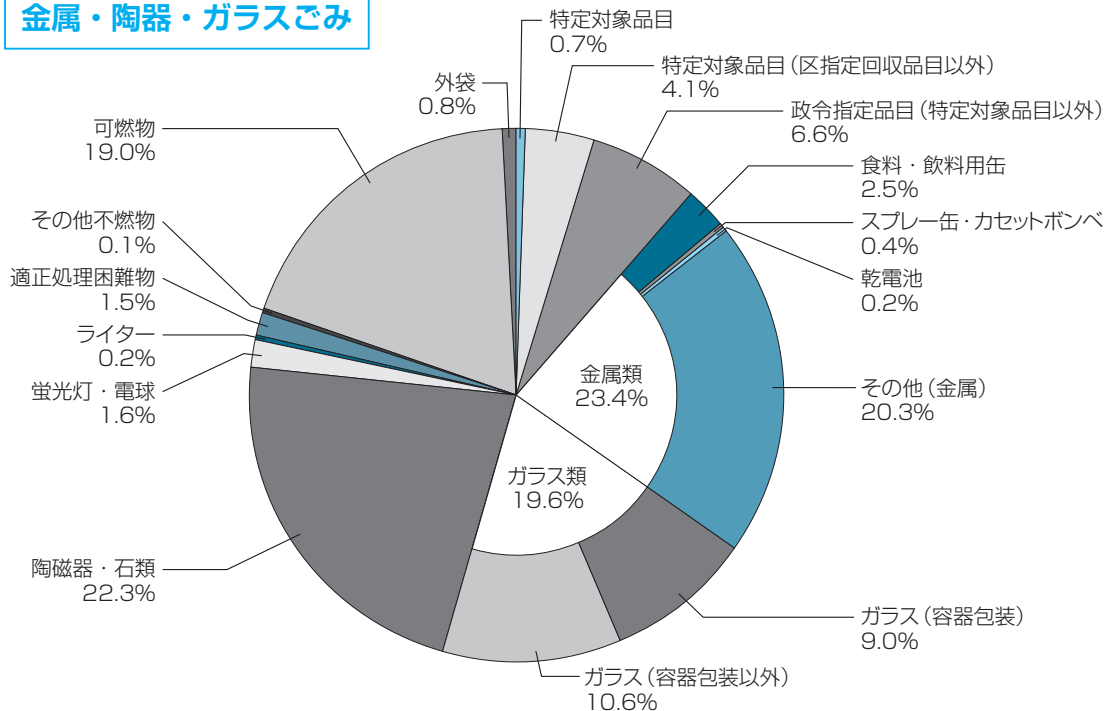


● 家庭ごみの組成

燃やすごみ

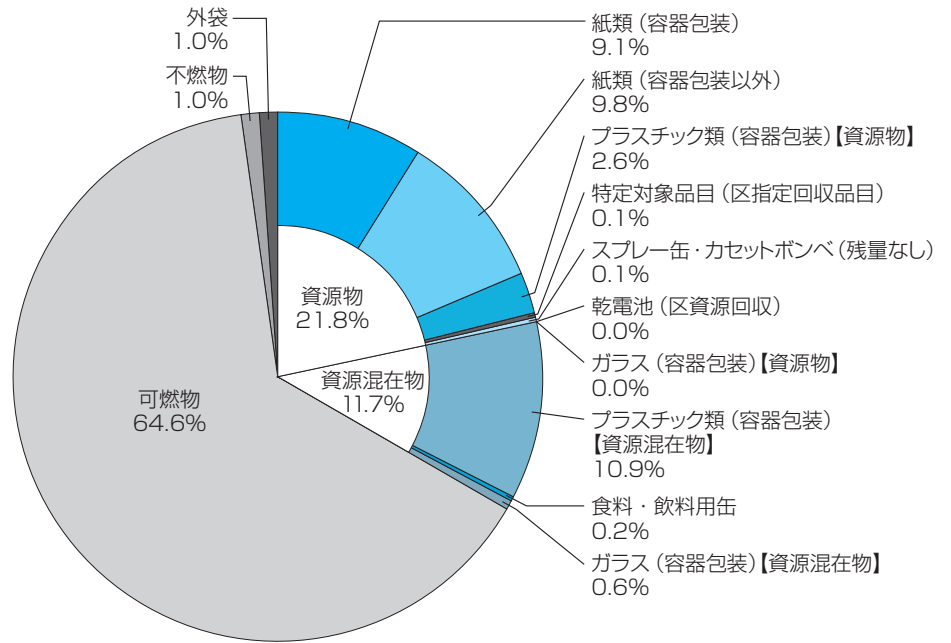


金属・陶器・ガラスごみ

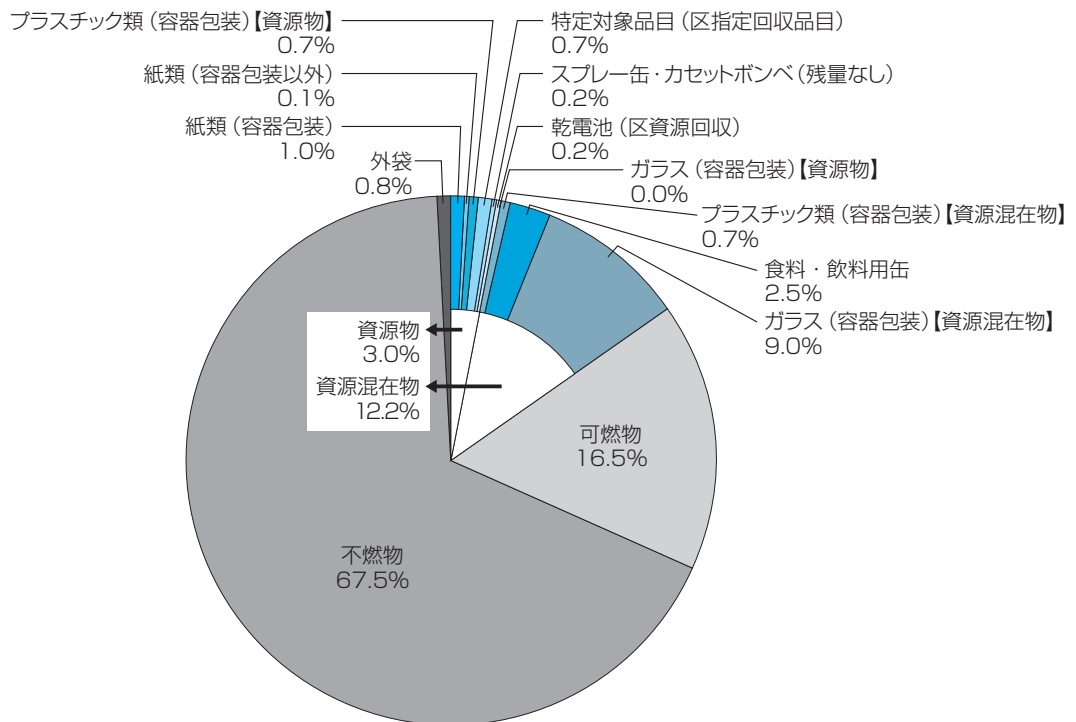


● 家庭ごみの中に含まれる資源回収品目の割合

燃やすごみ



金属・陶器・ガラスごみ



(2)一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況

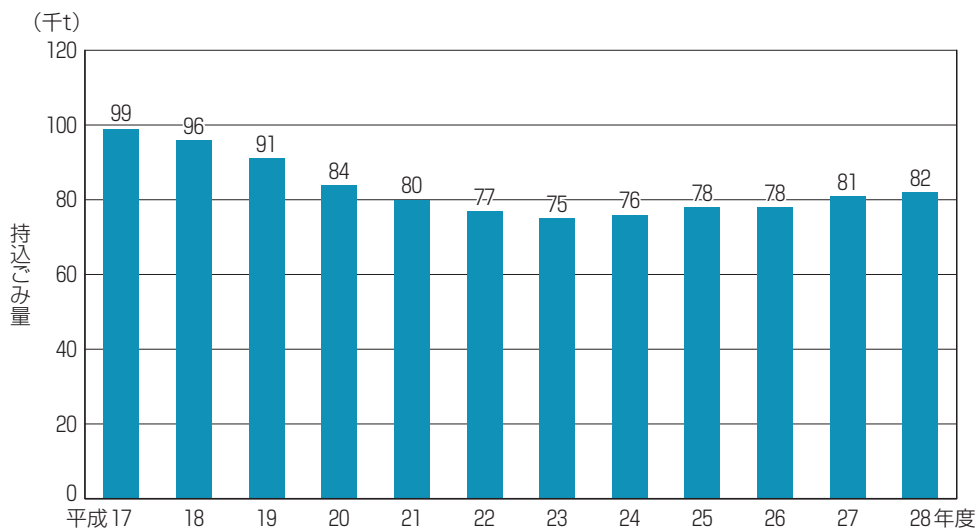
事業系ごみは、廃棄物処理法において事業者による排出者責任が規定されています。事業系一般廃棄物については、区による収集へ排出を認められている小規模事業者の他は、事業者自ら又は廃棄物処理業者が収集作業を行い、清掃工場に持ち込みます。持込ごみ量は約8万tで、ここ数年は、微増傾向にあります。

新宿区内の事業所から排出される持込ごみ量の推移

(単位：t)

年 度	平成 17	18	19	20	21	22
持込ごみ量	99,373	96,136	91,455	83,571	80,091	76,625
年 度	23	24	25	26	27	28
持込ごみ量	75,109	76,487	77,608	77,963	81,140	82,433

※ここでの持込ごみ量は、23区全体の発生量から新宿区内の事業所が排出した量を推計したものである。



(3)区が回収する資源及び資源集団回収の現況

資源・ごみ集積所と回収拠点で区が回収する資源回収と、町会等が自主的に行っている資源集団回収を合わせた新宿区の資源回収量は、平成20年度に開始した新分別により、今まで金属・陶器・ガラスごみに混入されていた容器包装プラスチックを資源として回収するようになりました。そのため、回収量は一時増加しましたが、古紙の回収量が減ってきたことなどにより減少傾向となっています。資源化率は平成20年度から20～21%台で横ばいとなっています。

新宿区の資源回収量の推移

(単位：t)

種別／年度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
資源集団回収	新聞紙	4,099	4,193	4,199	3,940	3,631	3,547	3,421	3,394	3,323	3,137	2,950	2,793	
	雑誌	2,167	2,259	2,256	2,070	1,890	1,899	1,899	1,796	1,760	1,694	1,737	1,720	
	段ボール	560	580	618	703	744	807	889	943	1,006	1,046	1,148	1,224	
	紙パック	4	5	5	6	7	8	9	9	9	10	10	10	
	その他紙	166	171	162	120	108	102	107	97	89	80	74	71	
	紙類計	6,996	7,208	7,241	6,840	6,380	6,363	6,324	6,239	6,187	5,966	5,918	5,816	
	布類	84	89	92	89	89	97	111	108	102	101	105	100	
	アルミ缶	77	74	81	95	94	99	98	105	111	117	113	121	
	スチール缶等	0	0	1	3	3	6	9	13	14	14	14	18	
	金属合計	77	74	82	98	97	105	107	118	124	131	127	139	
	びん類	15	13	11	10	8	7	6	5	1	0	0	0	
	小計	7,172	7,383	7,425	7,037	6,574	6,572	6,548	6,469	6,415	6,198	6,150	6,055	
	区の資源回収	びん・缶	3,230	3,204	3,270	3,911	4,112	4,466	4,541	4,565	4,716	4,859	4,882	4,777
		紙パック	9	9	14	18	17	15	19	18	14	13	14	13
乾電池		23	21	21	24	26	27	56	51	53	54	66	63	
古紙		9,536	9,418	8,714	8,202	7,550	6,724	6,237	5,972	6,081	5,987	5,989	5,803	
白色トレイ			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ペットボトル		408	809	947	1,214	1,217	1,279	1,428	1,420	1,444	1,387	1,303	1,390	
容器包装プラスチック				312	2,047	1,820	1,777	1,719	1,663	1,643	1,672	1,807	1,735	
小型電子機器等											1	1	1	
小計		13,206	13,462	13,279	15,417	14,742	14,289	14,001	13,690	13,952	13,974	14,063	13,783	
計	20,379	20,844	20,704	22,454	21,316	20,861	20,549	20,159	20,367	20,172	20,212	19,839		

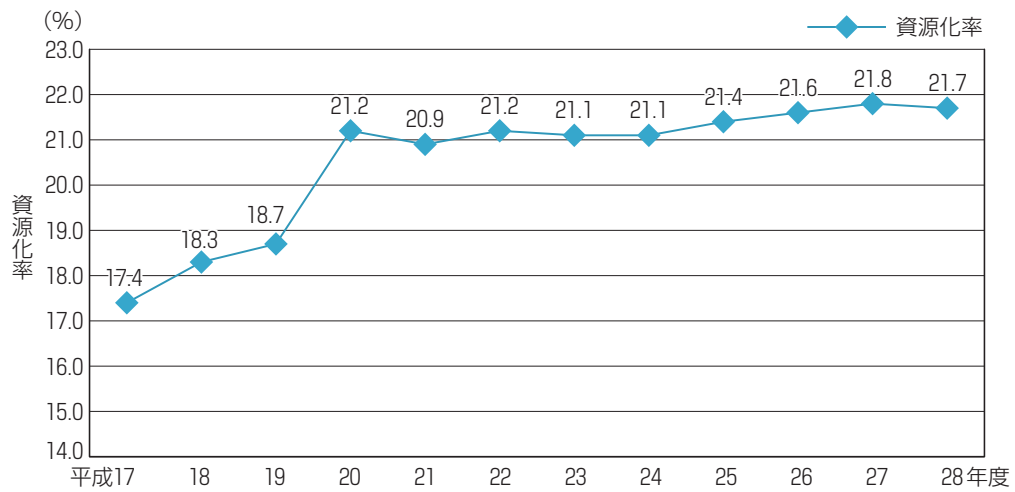
- *1 資源集団回収：町会、自治会、マンション管理組合などが、回収品目・場所・日時を決め、回収業者に引き渡す、自主的なリサイクル活動。
- *2 古紙の集積所回収は、平成11年11月から実施。
- *3 白色トレイの集積所回収は、平成18年6月から実施。
- *4 ペットボトルの店頭回収は、平成9年4月から平成27年2月まで実施。
- *5 容器包装プラスチックは平成19年7月より一部地域でモデル実施。平成20年4月から区全域で実施。
- *6 スプレー缶、カセットボンベ（びん・缶を含む）の回収は、平成22年から実施。
- *7 使用済小型電子機器等の回収は、平成25年11月から実施。
- *8 びん・缶・ペットボトル・紙パック・白色トレイ・乾電池は、平成27年度に拠点回収から集積所回収に変更。
- *9 端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

資源集団回収登録団体

(単位：団体)

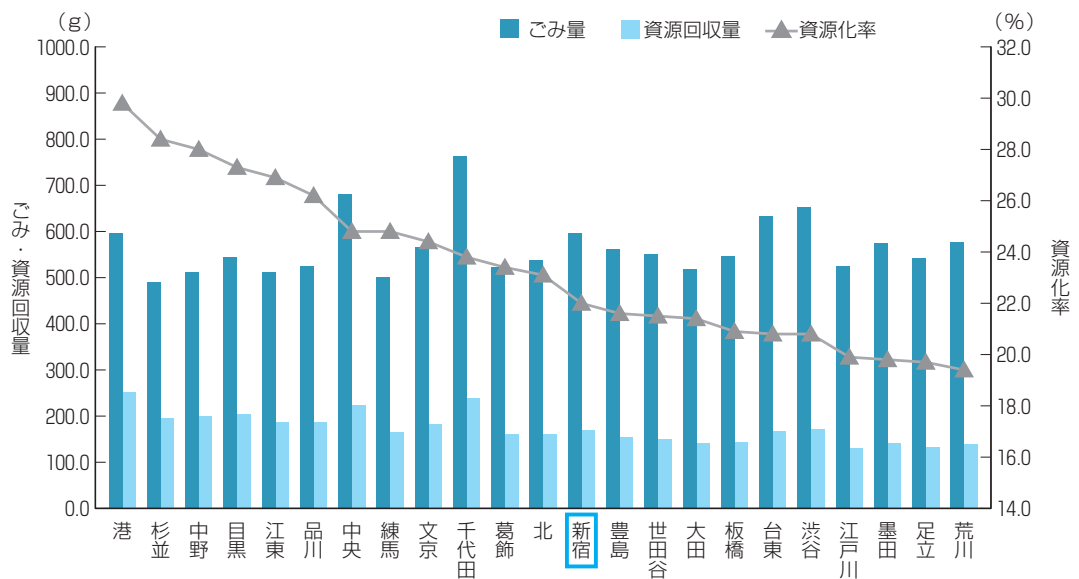
年度	平成 17	18	19	20	21	22
団体数	360	378	393	415	410	430
年度	23	24	25	26	27	28
団体数	436	457	466	501	518	535

資源化率の推移



資源化率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)

23区各区の一人1日あたりのごみ量及び資源回収量と資源化率 (平成27年度実績から)



一人1日あたりのごみ量 = 年間区収集ごみ量 ÷ 人口 ÷ 365日

一人1日あたりの資源回収量 = 年間資源回収量 (区の資源回収量 + 集団回収量) ÷ 人口 ÷ 365日

資源化率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)

(4)事業者が行う再利用の現況

事業活動から生じるごみの再利用については事業者の自主的な取組であるため、すべての状況を把握することはできませんが、大規模事業者については、区に提出される再利用計画書などから見ると、再利用状況が進んでいます。また、平成24年度からは、再利用計画書の提出を延床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物から1,000㎡以上に拡大して、より多くの事業者を把握し、指導しています。

事業用大規模建築物のごみ発生量、再利用率、処分量（平成27年度実績）

ごみの種類		発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)	再利用率 (%)
可燃物	①コピー・OA用紙	5,475.9	5,264.2	211.7	96.1
	(内 機密文書)	3,695.4	3,608.8	86.6	97.7
	②雑誌・パンフレット色付き紙	9,169.7	9,098.8	70.9	99.2
	③新聞紙・折込チラシ	1,698.3	1,686.9	11.4	99.3
	④段ボール	14,890.9	14,860.3	30.6	99.8
	⑤ミックスペーパー	10,304.9	10,070.9	234.0	97.7
	⑥再生に適さない紙類	16,756.3	359.8	16,396.5	2.1
	⑦紙類計（①～⑥）	58,296.0	41,340.9	16,955.1	70.9
	⑧厨芥（茶殻、残飯等の生ごみ）	19,809.4	5,801.0	14,008.4	29.3
	⑨木・草・繊維等	4,781.2	593.2	4,188.0	12.4
⑩小計（⑦+⑧+⑨）		82,886.6	47,735.1	35,151.5	57.6
不燃焼却不適物	⑪飲料用びん類	2,712.9	2,685.4	27.5	99.0
	⑫飲料用缶類	3,811.2	3,777.0	34.2	99.1
	⑬ペットボトル	4,425.2	4,358.3	66.9	98.5
	⑭食用油	677.1	640.9	36.2	94.7
	⑮弁当ガラ	1,038.3	89.9	948.4	8.7
	⑯その他	14,290.5	11,182.8	3,107.7	78.3
	⑰小計（⑩～⑭の計）		26,955.2	22,734.3	4,220.9
⑱特定の事業活動に伴う可燃物		2,386.9	1,545.6	841.3	64.8
総合計（⑩+⑰+⑱）		112,228.7	72,015.0	40,213.7	64.2

※区内の、延床面積合計が3,000㎡以上の事業用建築物675件中、再利用計画書を提出した617件の集計。
 ※端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

(5)リサイクル清掃事業にかかる経費

リサイクル清掃事業にかかる経費は、都からの清掃事業移管以降減少しましたが、ここ数年は横ばいです。平成23年度から25年度は、新宿東清掃センター及び新宿リサイクル活動センターの建設のための経費を計上しています。

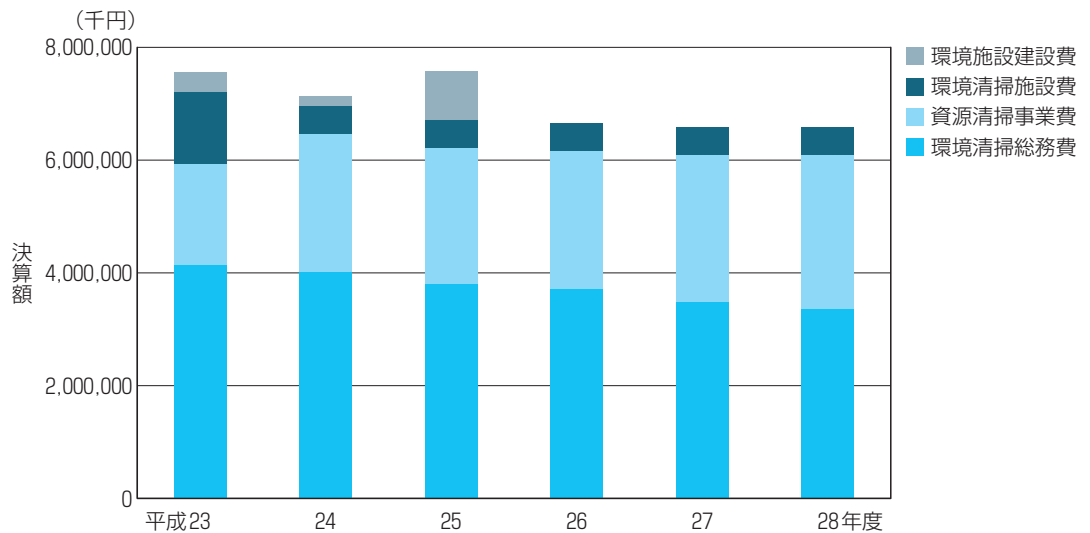
リサイクル清掃事業にかかる歳出 決算額 (単位：千円)						
年 度	平成 23	24	25	26	27	28
環境清掃総務費	4,138,526	4,010,688	3,803,596	3,714,105	3,480,209	3,356,755
資源清掃事業費	2,446,731	2,453,743	2,437,313	2,444,363	2,611,565	2,735,532
環境清掃施設費	568,031	489,436	496,566	493,950	483,706	457,956
環境施設建設費	355,461	181,662	865,284			
合 計	7,508,749	7,135,529	7,602,759	6,652,418	6,575,480	6,550,243

環境清掃総務費：人件費、清掃工場を運営する東京二十三区清掃一部事務組合への分担金など

資源清掃事業費：資源回収・ごみ収集作業にかかる経費

環境清掃施設費：リサイクル清掃施設の維持管理にかかる経費

環境施設建設費：リサイクル清掃施設の建設にかかる経費



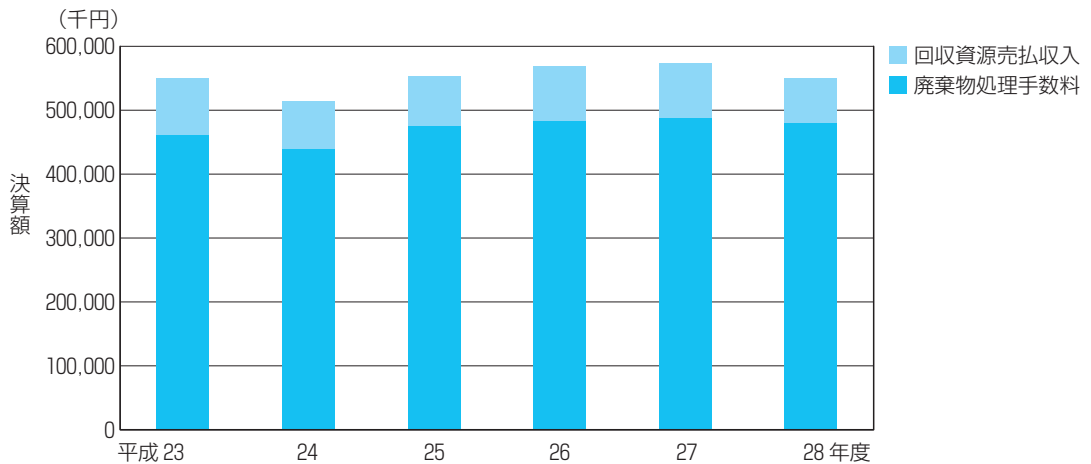
リサイクル清掃事業にかかる歳入 決算額

(単位:千円)

年 度	平成 23	24	25	26	27	28
廃棄物処理手数料	460,150	439,284	475,554	483,207	487,149	479,405
回収資源売払収入	89,596	74,158	78,229	85,472	87,398	71,384
合 計	549,746	513,442	553,783	568,679	574,547	550,789

廃棄物処理手数料：粗大ごみや事業活動から排出された廃棄物を処理するのに要する経費を徴収するもの

回収資源売払収入：回収した資源を有価物として売却して得た利益



(ごみ・資源の処理に係る経費)

①ごみ処理経費

ごみの収集・運搬は区が実施し、人件費、物件費、減価償却費などを負担しています。また、ごみの処理は東京二十三区清掃一部事務組合、最終処分は東京都が実施していますが、経費は分担金として区が負担しています。

これらの経費を合わせて算出した、新宿区のごみ 1kgあたりの処理経費の推移は下記のとおりです。

新宿区のごみ 1kgあたりの処理経費の推移

年度	平成 24	25	26	27	28
1 kgあたりの処理経費	66 円	65 円	65 円	65 円	67 円

②資源化経費 (平成 28 年度)

回収から再資源化までの区が負担するそれぞれ 1kgあたりの経費 (経費÷回収量) です。(売払益がある場合は差し引いています。容器包装リサイクル対象商品は、再商品化経費 (区負担分) を含みます。)

- ・びん類 101 円
- ・スチール缶 103 円
- ・アルミ缶 44 円
- ・ペットボトル 104 円
- ・容器包装プラスチック 180 円
- ・古紙 24 円

③資源集団回収経費 (平成 28 年度)

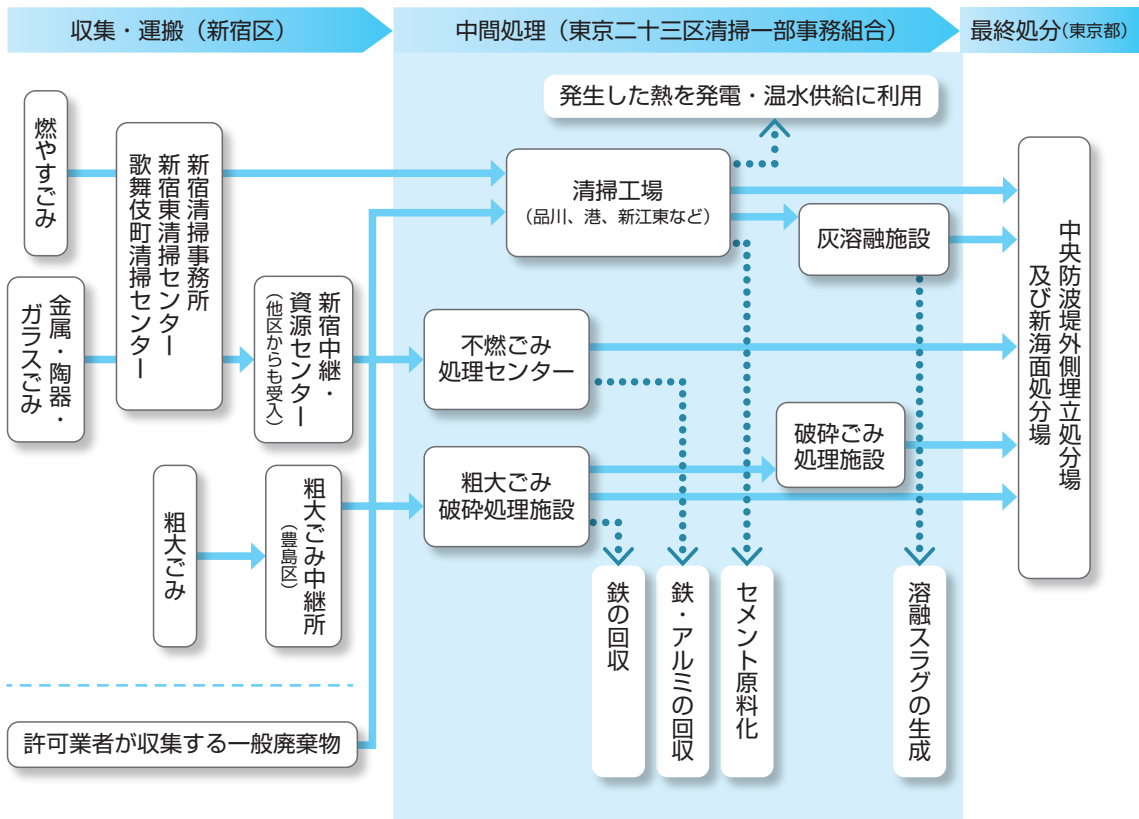
資源集団回収で区が負担する経費は、1kgあたりおよそ 14 円 (経費÷回収量) です。

3

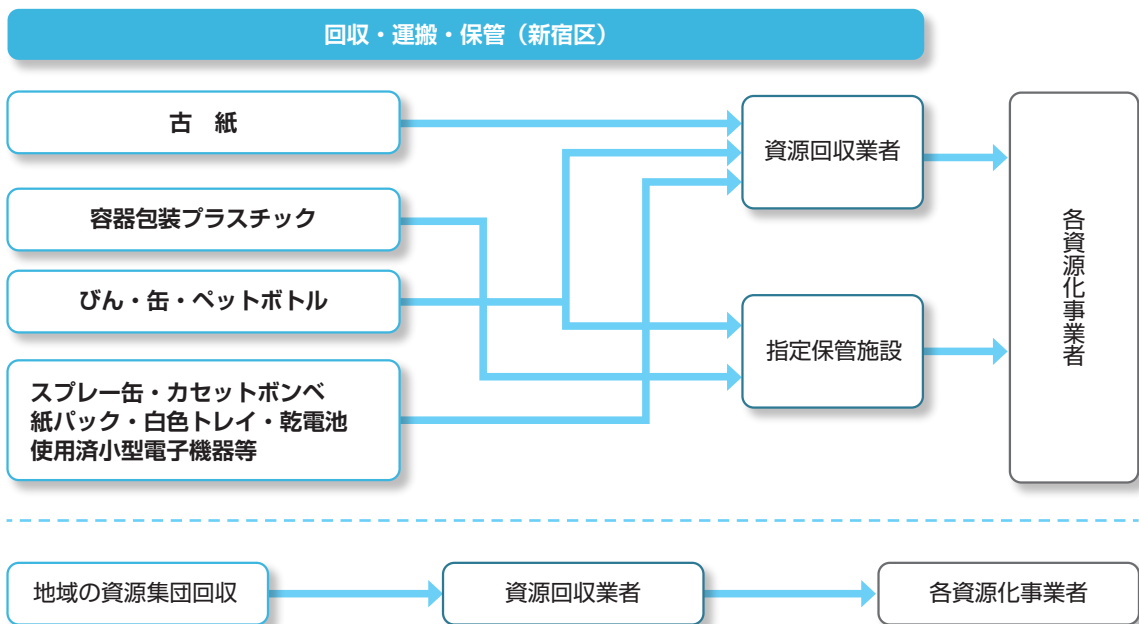
ごみ・資源の処理の流れ

(1)ごみ・資源の処理の流れ図

ごみ処理の流れ



資源の流れ



(2)収集・運搬

①平成 29 年度からの区の収集形態

平成 29 年度からの収集形態は、下表のとおりです。

事業系ごみは事業者自らが処理することが原則ですが、排出するごみが日量 50 kg未満の小規模事業者については、一部、家庭ごみと同様に行政が収集を行っています。事業系のごみ・資源の収集はいずれも有料です。

収集形態					
区分	対象ごみ等	収集回数	収集場所	事業者*	
燃やすごみ	厨芥、紙ごみ、容器包装以外のプラスチック、ゴム、皮革製品	週 2 回 (一部繁華街 週 6 回)	集積所	○	
金属・陶器・ガラスごみ	金属、陶器、ガラス等	月 2 回	集積所	○	
資源	古紙回収	新聞、雑誌 段ボール、紙パック	週 1 回	集積所	○
	容器包装 プラスチック	容器包装プラスチック	週 1 回	集積所	○
	びん・缶・ ペットボトル	びん、アルミ缶 スチール缶、ペットボトル	週 1 回	集積所	○
	スプレー缶・ カセットボンベ	スプレー缶・カセットボンベ	週 1 回	集積所	○
	紙パック	紙パック	週 1 回	集積所	
			随時	区施設等の 回収拠点	
	白色トレイ	白色トレイ	週 1 回	集積所	
			随時	区施設等の 回収拠点	
	乾電池	乾電池	週 1 回	集積所	
			随時	区施設等の 回収拠点	
使用済小型 電子機器等	携帯電話、デジタルカメラ、ポータ ブルビデオカメラ、携帯音楽プレー ヤー、携帯ゲーム機、ポータブルカー ナビ、電子辞書、電卓、リモコン・ ケーブル・AC アダプター	随時	区施設等の 回収拠点		
水銀使用製品	蛍光灯等	月 2 回	集積所	○	
粗大ごみ	家具、電化製品等の大型ごみ	申込制	家の前		

※○の項目については、事業系有料ごみ処理券を貼付することで、小規模事業者の排出を認める。
集積所…区内約 22,000 箇所（平成 29 年 4 月現在）

②新宿区内のリサイクル清掃施設



【収集運搬作業拠点】

- 1 新宿清掃事務所
- 2 新宿東清掃センター
- 3 歌舞伎町清掃センター

【金属・陶器・ガラスごみの中継施設】

- 4 新宿中継・資源センター

【3R 施策推進の活動拠点】

- 5 新宿リサイクル活動センター
- 6 西早稲田リサイクル活動センター

【回収品一時保管場所】

- 7 若宮町ストックヤード

③区の収集運搬体制

燃やすごみと金属・陶器・ガラスごみの収集は、新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センターの1所・2センターで、区有車両と雇上車両により行っています。また、粗大ごみの収集と、古紙、容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶、カセットボンベ、紙パック、乾電池、白色トレイ、使用済小型電子機器等の資源回収は民間委託で、蛍光灯等水銀使用製品は区が回収を行っています。

収集運搬車両については環境面を配慮し、LPG車に加えハイブリッド車を、事務連絡用の車両の一部に電気自動車を導入しています。

④金属・陶器・ガラスごみの中継

金属・陶器・ガラスごみについては、新宿中継・資源センターで小型の収集車両から大型のコンテナに積み替え、運搬の効率化を図っています。この施設では、23区間の協定に基づき他区の金属・陶器・ガラスごみ（不燃ごみ）も受け入れています。

施設の運営にあたっては、排気、排水、騒音、振動対策に留意するとともに、定期的な環境調査を実施しています。

⑤粗大ごみの中継

粗大ごみについては、粗大ごみ受付センターで予約を受け付け、民間委託により収集します。豊島区にある粗大ごみ中継所に運搬し、小型ダンプ車から中型プレス車に積み替え、粗大ごみ破碎処理施設へ運搬することで効率化を図っています。

(3)ごみの中間処理

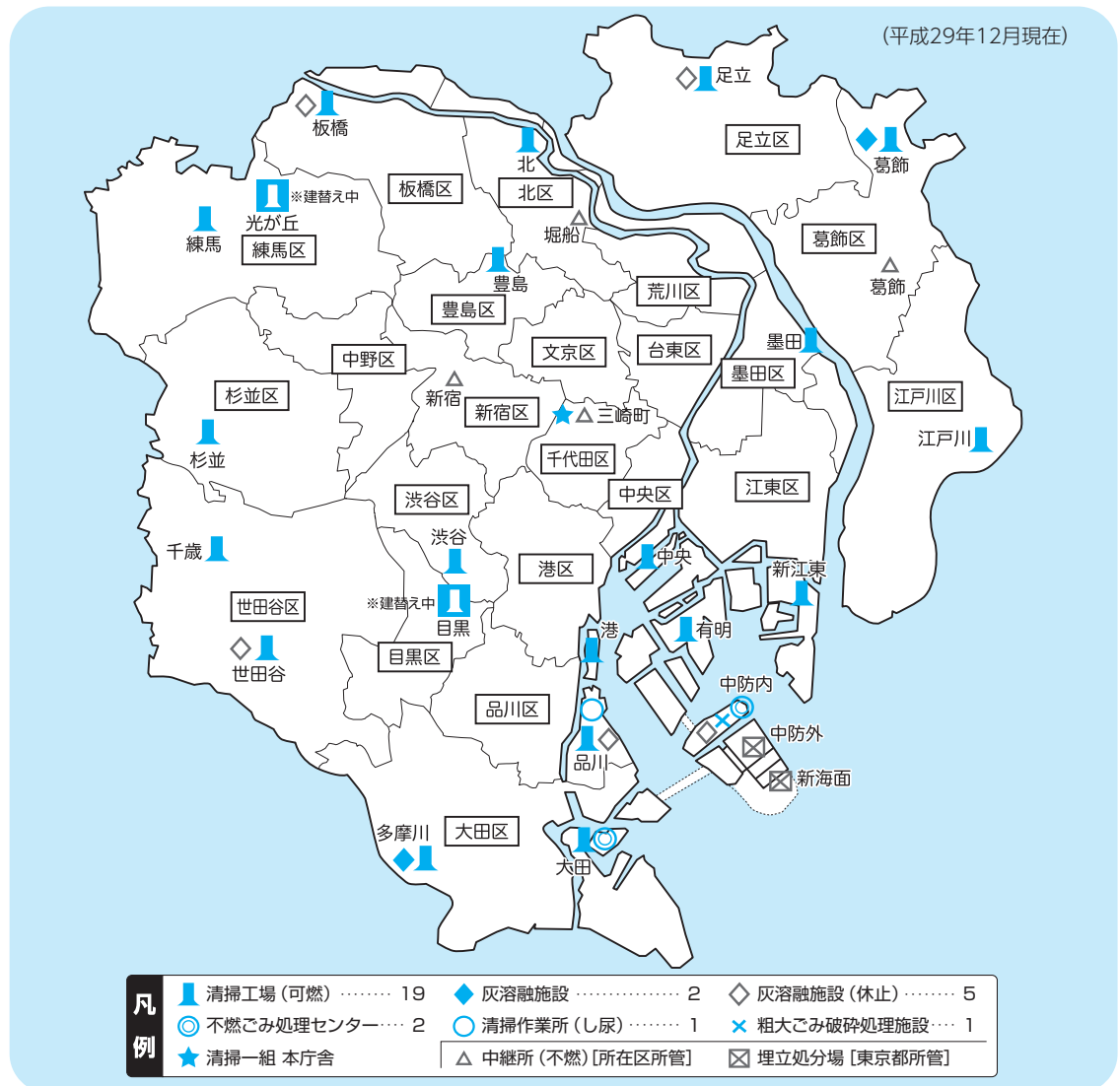
区が収集したごみや、一般廃棄物処理業者や排出事業者自らが持ち込んだ一般廃棄物は、東京二十三区清掃一部事務組合で処理します。東京二十三区清掃一部事務組合は、ごみの焼却や破碎などの中間処理などを共同で行うために23区が設置した団体です。

燃やすごみは、清掃工場で焼却処理していますが、新宿区は区内に清掃工場がないため、他区にある清掃工場に運搬します。燃やすごみは焼却することで焼却灰となり、容積は約1/20になります。更にこの焼却灰を溶融し、砂状の溶融スラグにすると、最終的には元のごみの状態から約1/40となり土木資材等として有効利用できます。また、埋立処分量の削減及び資源の有効利用を目的として、平成27年度から焼却灰のセメント原料化について本格実施を開始しています。

金属・陶器・ガラスごみは、中央防波堤内側にある不燃ごみ処理センターで破碎した後、鉄・アルミを回収しています。

粗大ごみは、中央防波堤内側にある粗大ごみ破碎処理施設で破碎し、鉄を回収した後、可燃部分を焼却しています。

施設配置図



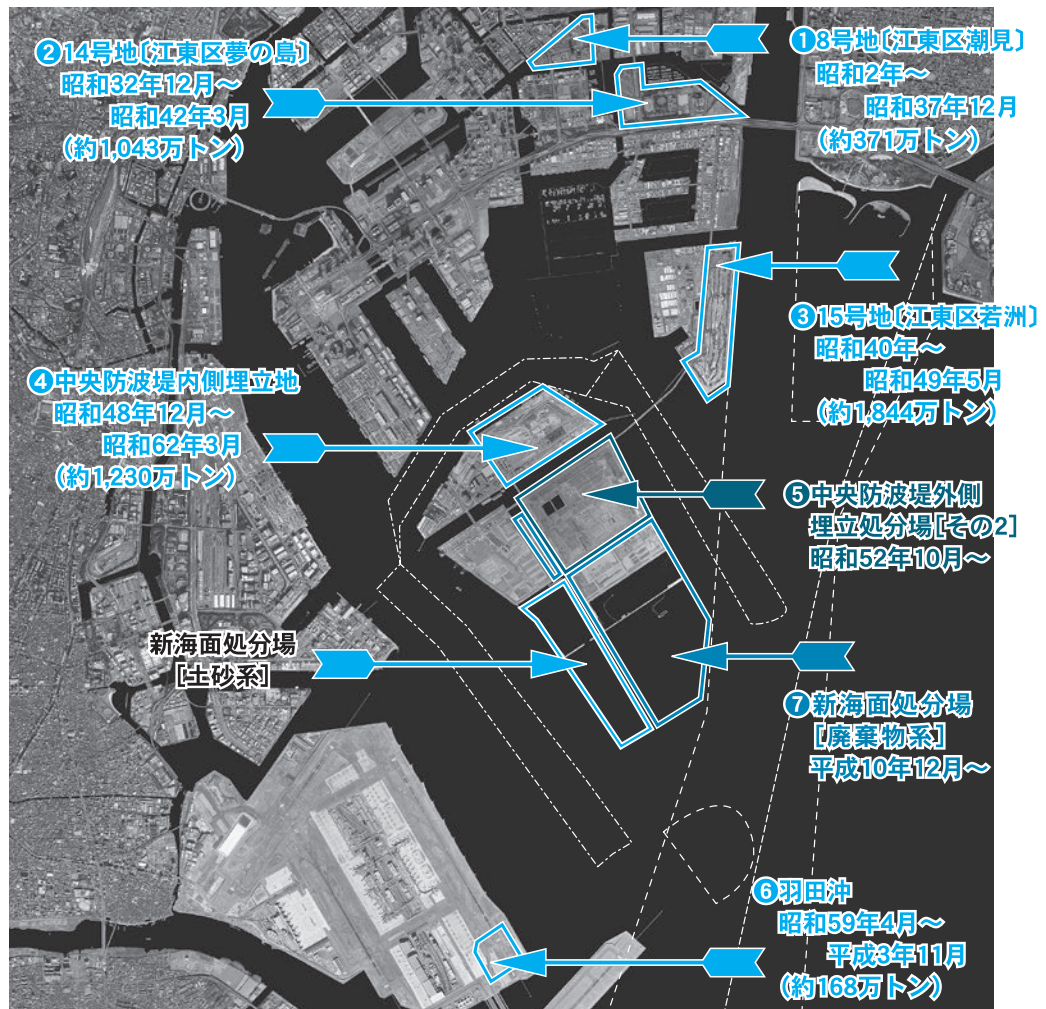
(提供：東京二十三区清掃一部事務組合)

(4)ごみの最終処分

燃やすごみの焼却灰や破砕した金属・陶器・ガラスごみ、不燃系粗大ごみ等は、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立処分します。

ごみの埋立処分にあたっては、飛散防止や汚水処理等の環境対策が図られています。新海面埋立処分場は、23区最後の埋立処分場であることから、残された貴重な埋立処分場をできるだけ長く使うため、23区と東京二十三区清掃一部事務組合はごみの減量や資源化などの取組を積極的に進めています。

埋立時期と埋立量



(提供：東京都港湾局)

(5)資源の処理

区が回収する古紙、無色と茶色のガラスびん、缶類、ペットボトル、白色トレイ、乾電池、使用済小型電子機器等については、区が委託する民間事業者が処理しています。容器包装プラスチック及び無色と茶色以外のガラスびんについては、容器包装リサイクル法による指定法人ルートを利用し、再商品化しています。容器包装リサイクル法では、中身を販売するため容器や包装を使う「製造・利用事業者」に再商品化を義務付けています。

(1)家庭ごみの分別の徹底

区民一人 1 日あたりのごみ量は減少しているものの、平成 28 年度に実施した家庭ごみの排出実態調査では、燃やすごみで排出された中の 21.8%が、金属・陶器・ガラスごみで排出された中の 3.0%が資源だったという結果になりました。更なるごみ減量・資源化推進のためには、今まで以上にごみの適正な分別を徹底することが必要です。

また、燃やすごみの約 32.7%を占める生ごみを減量するための対策も重要です。

(2)資源化率の伸び悩み

平成 20 年 4 月からの資源・ごみの新分別の実施に伴い、平成 20 年度には、資源化率が大きく向上しました。

しかしながら、その後は 21%弱で推移しており、新たな資源回収の検討や、ごみとして排出されているものからも正しい分別により資源を回収していくことで、資源化を推進することが必要です。

また、古紙等の持ち去りについても、引き続き防止に努めていくことが必要です。

(3)事業系ごみの減量と資源化の推進

延床面積 3,000 m²以上の大規模事業者には、長年にわたり排出指導を行っており、ごみ減量及びリサイクル推進への取組は進んでいます。平成 24 年度からは、再利用計画書の提出を延床面積 1,000 m²以上の事業者に拡大しました。

今後は中・小規模事業者、特に歌舞伎町などの繁華街地域についても、ごみ減量及びリサイクル推進に向けた取組についての排出指導が重要となります。また、排出者責任の観点から、民間の廃棄物処理業者による処理への移行を推進することも必要です。

第3章 これからのリサイクル清掃施策の取組

本計画では、新宿区総合計画に掲げる「資源循環型社会の構築」の実現に向けて、2つの基本的な考え方に基づき進めていきます。

1 基本的な考え方

ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す

平成29年12月に策定された新宿区総合計画では、区の基本政策の一つとして「賑わい都市・新宿の創造」を掲げ、その中の個別施策として「資源循環型社会の構築」を掲げています。今後の新宿区のまちづくりの目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

リサイクル清掃の分野においては、限りある貴重な資源を効果的に利用するための、持続可能な資源循環型社会の構築が必要です。環境負荷を抑えるためには、ごみの発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）の3R（スリーアール）の中でも、ごみ発生抑制が最も重要です。

環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する

清掃事業・資源回収事業は、収集車両の運行や清掃工場の稼働等、環境への負荷を発生させる側面も持っています。また、事業の運営には、多大な経費を要します。事業実施に当たっては、環境への配慮を徹底するとともに、効率的な事業運営を追求していかなければなりません。その際には、ごみの処理や資源化に要する経費などの適正で公平な負担のあり方の検討も必要です。

本計画では、平成20年の計画策定期間から社会状況などが変わってきていることを踏まえ、従来からの基本的な考えは変えませんが、前計画の想定の見直しや新たな目標を設定することとします。

新宿区の多様な地域特性など現状に基づく課題を考慮し、客観的に事業の達成を実感できるような目標を設定し、ごみ減量・リサイクル推進について更なる取組の見直し・再構築・新規施策を実施していきます。

2

取り組む施策項目

基本的な考え方に基づき、現状から見た3つの課題（「家庭ごみの分別の徹底」「資源化率の伸び悩み」「事業系ごみの減量と資源化の推進」）と新たな課題である「医療系廃棄物の適正処理の推進」などへの取組を推進していきます。

具体的な施策の実施にあたっては、次の4つの柱を軸とします。

(1)ごみ発生抑制によるスリムな社会	
	①ごみ発生抑制（リデュース）の推進
	②不用品再使用（リユース）の促進
	③区民・事業者・区の連携
	④地域で活躍する人材の育成
	⑤ごみ発生抑制手法の検討
(2)資源回収の拡充による循環する社会	
	①資源集団回収の促進
	②現行の資源回収の徹底
	③新たな資源回収の検討
(3)事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会	
	①事業者への指導
	②事業系ごみの減量と資源化の促進
(4)適正なごみ処理を行う社会	
	①ごみの適正な分別と排出の徹底
	②不法投棄への対応
	③医療系廃棄物の適正処理の推進
	④作業の効率化と適切な費用負担
	⑤東京二十三区清掃一部事務組合等との連携
	⑥災害廃棄物への対応

(1)ごみ発生抑制によるスリムな社会

発生抑制（リデュース Reduce）や再使用（リユース Reuse）を更に進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会を目指します。

①ごみ発生抑制（リデュース）の推進

●食品ロス・生ごみ減量への取組

食品ロスは、燃やすごみの組成割合の3割強を占める生ごみに多く含まれていると考えられます。こうした食品ロス削減を実現するために、フードドライブの実施や食品ロス削減協力店の登録制度を導入することで、区民と事業者両方へ働きかけ、意識の向上を図っていきます。

また、生ごみは80%以上が水分であるため、排出される生ごみの水分を減らすための対策の周知・啓発を徹底していきます。

●消費行動に係わるごみ発生抑制策の推進

マイバッグの持参や簡易包装商品の購入、詰め替え用商品やリユース食器の活用など、ごみ発生抑制に向けた区民意識の喚起に努めます。特に、リユース食器については、区や地域のイベントで使用できるよう貸出制度を検討していきます。

②不用品再使用（リユース）の促進

●リサイクル活動センターの充実

指定管理者が行うリサイクル活動センターの事業の中で、家庭の不用品を持ち寄るリサイクルショップ「もいちど倶楽部」の運営や大型家具等の再生販売・日用品修理再生事業などを行うとともに、3Rに取り組む区民活動の支援を行っていきます。

●不用品再使用のための情報提供

地域団体やNPO団体などによるフリーマーケットや不用品交換、不要となった衣類の回収拠点等について、積極的に情報提供していきます。

③区民・事業者・区の連携

●新宿区3R推進協議会の運営

3R推進キャンペーンイベントの開催やレジ袋辞退を促進するための「新宿エコ自慢ポイント」の運営、「3R協働宣言」による「3R行動計画書」の作成などにより、3Rの推進に対する意識向上と実践を目指すために、区民・事業者・区が相互に理解し、更なるごみ減量の取組を検討していきます。

●大学・専門学校との連携

3R活動の推進役として、区内の大学・専門学校等との連携を図り、普及啓発について協働し更なる情報発信を実施していきます。

④地域で活躍する人材の育成

●環境学習の充実

これからの新宿区を担う人材として、児童・生徒への環境・リサイクルの学習・教育を充実させるため、教育機関や地域と連携を図り、小学校・幼稚園・保育園等での環境教育、中学生の職場体験の受入れ等を実施していきます。

●人材を育成する講座等の充実

地域にある大学や地域団体等とも連携し、3Rに関する講習会や講座を充実させ、地域で活躍していく人材を育成していく仕組みを形成していきます。

さらに、講習会・講座を受講した人材が3R実践を広めていけるよう地域団体を支援していきます。

⑤ごみ発生抑制手法の検討

●家庭ごみ有料化などの今後の課題の検討

家庭ごみの有料化は、ごみの減量やリサイクルへの区民の当事者意識を高めるとともに、消費者としてごみの出にくい商品を求めることで生産・販売側もごみとなる部分が少ない商品を提供するように誘導され、ごみの発生抑制効果が期待できます。

レジ袋の削減対策についても、東京都がレジ袋無料配布ゼロに向けた取組を行っていくとしており、新宿区においてもレジ袋有料化に向けた周知・啓発を図ります。

また、新宿区リサイクル清掃審議会でも、家庭ごみの有料化はごみの発生抑制手法として有効性があると評価しています。

しかし、有料化は区民から直接負担を求めることだけでなく、ごみの収集方法についても、集積所方式から戸別収集に変更する必要があることから、区民との十分な意見交換が必要です。また、不法投棄の増加などの懸念もあり、隣接区との調整が必要となります。

こうしたことを踏まえ、幅広い意見の聴取に努めながら検討を進めていきます。

(2)資源回収の拡充による循環する社会

資源の再生利用（リサイクル Recycle）を拡充して、資源を無駄にしない循環型社会を目指します。

①資源集団回収の促進

地域団体による資源集団回収は、行政による収集と比較して経費が少なく、区からの報奨金が地域団体の活動支援となる点で優れた手法であり、地域コミュニティの活性化にも役立っていますが、団体の役員への負担や回収回数に限られるなどの課題もあります。

現在、区では資源集団回収を推進するため、実践団体に向けて報奨金や支援物品の支給を行っています。今後も広報等による資源集団回収の活動内容等の周知や毎年行っている資源集団回収懇談会などを通じて、町会・自治会・マンション管理組合等へ新規登録を働きかけていきます。

また、資源回収の集団回収への一元化など他の自治体の取組も参考にしながら、資源集団回収の充実について検討・研究していきます。

②現行の資源回収の徹底

現在ごみとして出されているものの中には、まだまだ資源回収対象物が含まれています（10 ページ参照）。

特に、古紙、雑がみ、容器包装プラスチックなどについては、資源として分別するよう様々な機会を通じて排出指導の徹底を図っていきます。

また、使用済小型電子機器等については、回収品目の拡大を検討することで更なる資源化を目指していきます。

③新たな資源回収の検討

金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみの資源化の拡大を検討していきます。

(3)事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会

事業者へ排出指導や事業系ごみの資源化推進を行い、事業者の排出者責任による適正処理を行う社会を目指します。

①事業者への指導

●事業用大規模建築物への指導

平成24年度から再利用計画書の提出を延床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物から1,000㎡以上に拡大し、平成29年4月現在、1,574件の事業者を把握しています。

計画書の提出がない1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対し、計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を促していくとともに、提出された計画書に基づき立入検査を行い、適正分別の徹底及び再利用率の向上を図るため指導していきます。

●少量排出事業者への指導

区の収集を利用する少量排出事業者へごみ減量と資源化を指導していきます。事業者の排出実態を把握し、効果的な指導を実施していくために、事業者の登録制度の導入も検討していきます。

また、繁華街地域では、事業系ごみや資源の保管に必要な空間（保管庫等）の設置に加え、路上へのごみ等の排出規制など適正な資源・ごみの排出を地域主体で誘導します。

●一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導

区内の事業者から排出される一般廃棄物を収集する一般廃棄物収集運搬業者等への許可・指導事務を通じ、廃棄物の適正な処理を図ります。

②事業系ごみの減量と資源化の促進

●事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進

事業活動から生じるごみは、事業者の自主的な取組で資源化を進め減量する必要があります。事業系ごみの事業者の排出者責任を明確化するとともに適正排出と分別を推進します。

●事業系ごみの区による収集の見直し

現在区が収集している排出日量50kg未満の事業系ごみに関しては、清掃事業の効率性と負担の公平性の観点からも、行政による収集から民間業者収集への切り替え（排出者責任に基づく処理）を進めていく必要があります。そのため、事業者の理解と協力のもと、日量基準の見直しを検討していきます。

●拡大生産者責任の考え方にに基づく国や事業者への働きかけ

行政の行っているごみリサイクル処理費用について、拡大生産者責任の考え方に基づき事業者の負担を義務付けるよう、引き続き国や事業者へ働きかけていきます。

(4)適正なごみ処理を行う社会

多様化する社会に向けた普及啓発やふれあい指導の強化による分別の徹底、作業の効率化、災害時の対応等、適正処理を行う社会を目指します。

①ごみの適正な分別と排出の徹底

●多様な普及啓発

外国人人口や区民の転出入、単身者世帯が多いことなど、新宿区の特徴を踏まえた効果的な普及啓発が必要です。区の関係組織や国際交流組織、不動産業者などとの連携等により様々な媒体を活用した周知活動を行い、適正なごみ・資源の排出方法や3Rの重要性をアピールしていきます。

●ふれあい指導の強化

ふれあい指導の体制を見直し、適正な分別と排出の指導を強化していきます。

●住宅建築時等の適正な資源・ごみ集積所等の設置

収集作業の効率化やまちの美観の維持等適正な収集体制を確保するため、住宅の新築や大幅な改築、用途変更の際は、資源・ごみ集積所の設置に向けた事前協議を義務付けるなど適切な集積所の設置を促進します。

また、小規模集合住宅への廃棄物保管場所の設置等に関する規定等を見直すなど改善を図っていきます。

②不法投棄への対応

資源・ごみ集積所に出された分別が不適切なごみや不法投棄に対しては、地域住民の協力を得ながら、警告シールの貼付、警告看板の掲示、不法投棄対策用カメラの活用等、きめ細かな排出指導を行います。

③医療系廃棄物の適正処理の推進

在宅医療の拡大に伴い、医療系廃棄物の処理方法について、区で作成した「感染症廃棄物を適正に処理するために」（冊子）を活用して医療関係機関等への周知・啓発の徹底を図ります。

④作業の効率化と適切な費用負担

●収集運搬作業の効率化

資源・ごみ量や排出された内容物の状況に合わせた収集体制を整備することで、作業の能率向上を図ります。

●新宿中継・資源センターの運営

金属・陶器・ガラスごみの搬入状況に基づき、機能の拡充を検討し施設の有効活用を図っていきます。

●適切な費用負担

事業系ごみや粗大ごみの処理手数料については、効率的なごみ収集・処理による経費削減に努める一方、実際のごみ処理原価との整合性を図り、適切な費用負担を求めています。

⑤東京二十三区清掃一部事務組合等との連携

清掃工場を持たない区として、清掃工場を管理運営する東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会のほか東京都等関係機関と綿密に連携し、円滑な清掃事業の推進を図ります。

⑥災害廃棄物への対応

東日本大震災や熊本地震災害等の大規模災害の経験を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」等との整合性を図りながら、災害廃棄物を適正に処理し、発災後の生活環境の保全を確保するための「新宿区災害廃棄物処理計画」を策定していきます。また、発災時に混乱が生じないように計画の内容について区民に広く周知していきます。

(1)積極的なごみ減量目標の設定

本計画策定にあたっての2つの基本的な考え方を実現するためには、区のみでなく区民や事業者と協働して取り組んでいかななくてはなりません。その取組には、分かりやすいスローガンとなる目標を設定することが必要です。新宿区リサイクル清掃審議会においても、「ごみ減量の推進については、区民や事業者に分かりやすく、積極的に取り組みやすい達成の実感がある目標を掲げていくべきである。」と答申を受けました。そのため、次のような目標を設定します。

○区民一人1日あたりの区収集ごみ量について、

平成27(2015)年度を基準として平成39(2027)年度までに108g削減し、484gを目指す

【目標値の設定】

- ・区民一人1日あたりの区収集ごみ量の減少率

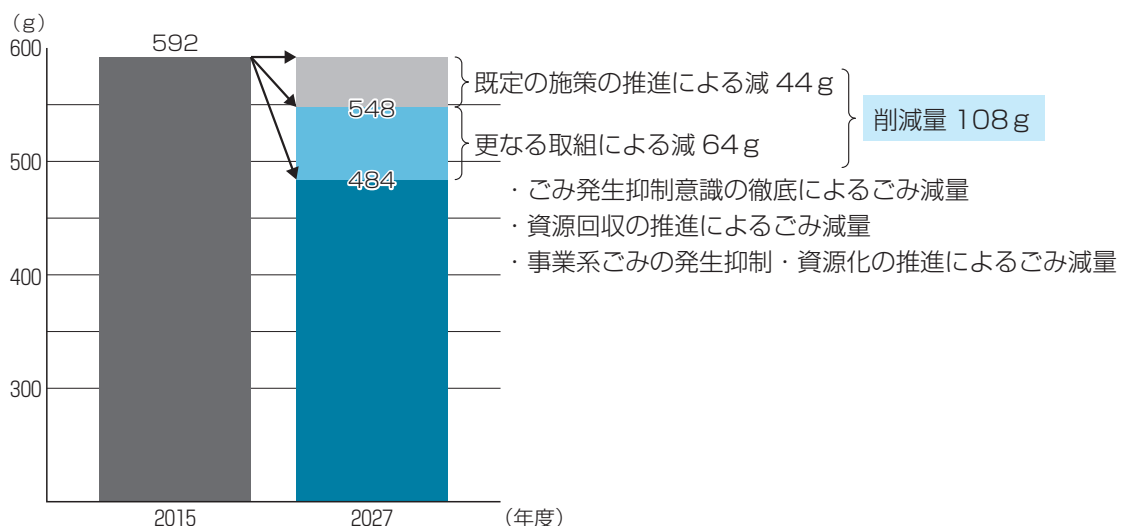
平成20年度 725g ⇒ 平成27年度 592g・・・18.3%の減

- ・平成39(2027)年度の推計目標値

平成27年度 592g - 108g ⇒ 484g

(削減量=平成27年度592gの18.3% ⇒ 108g)

ごみ減量目標達成に向けてのイメージ図



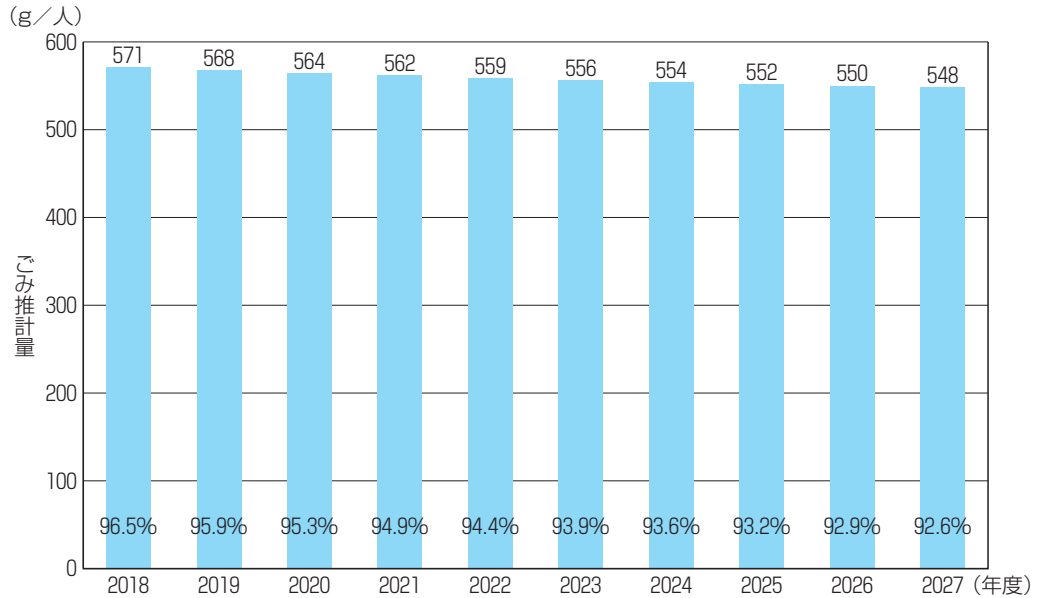
※削減量108gを具体的にイメージした場合

- ・ティッシュ箱を燃やすごみから資源に ⇒ 33gの減
- ・単3電池を金属・陶器・ガラスごみから資源に ⇒ 23gの減
- ・割りばしを使わずマイ箸で食事 ⇒ 5gの減
- ・封筒を燃やすごみから資源に ⇒ 5gの減
- ・残さずおにぎり(1個)を食べきる ⇒ 113gの減

(2)既定施策を継続して進める場合のごみ量推計

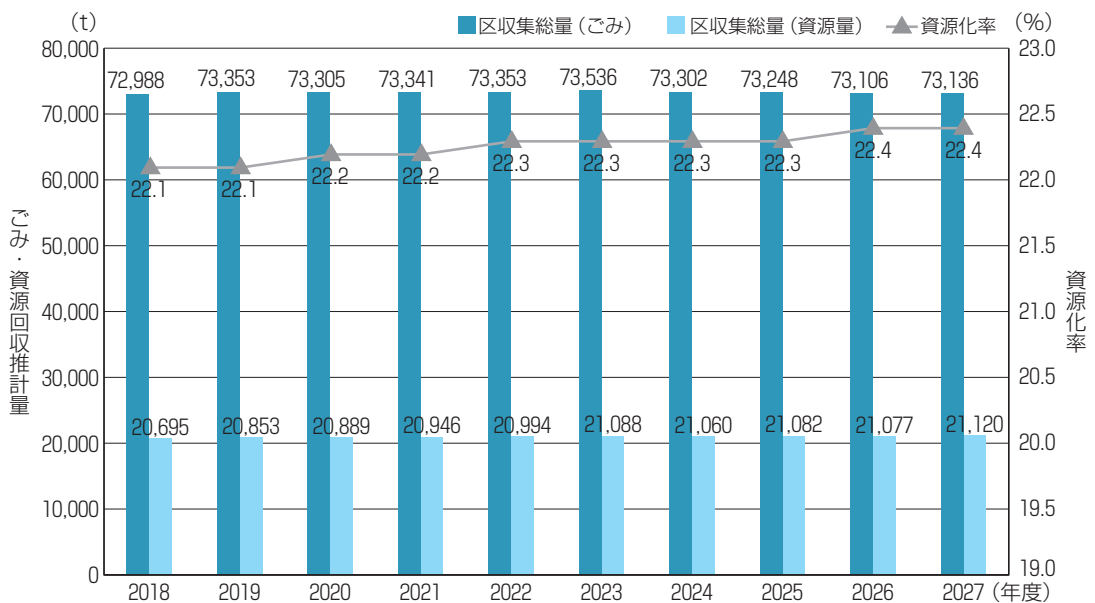
①一人1日あたりのごみ量推計（区収集ごみ量を区人口で割り返した数値）

一人1日あたりのごみ推計量（%は27年度比）



②区収集ごみ量・資源回収量の推計と資源化率の推計

区収集ごみ量、資源回収量推計と資源化率



※ここでの推計は、これまでのごみ量等の傾向や施策をそのまま継続した場合の数値です。景気動向を加味したものではありません。区収集のごみ量については、今後も同様に減少するとして、平成27年度までの過去5年間の実績をもとにしたトレンド法による推計値です。資源回収量については、基本的な資源量は変化しないとして、平成27年度までの過去5年間の実績をもとにしたトレンド法による推計値です。資源化率については、それぞれの推計量に基づき推計します。また、人口の予測は新宿区人口ビジョンを基に推計しました。

(3)計画の進行管理

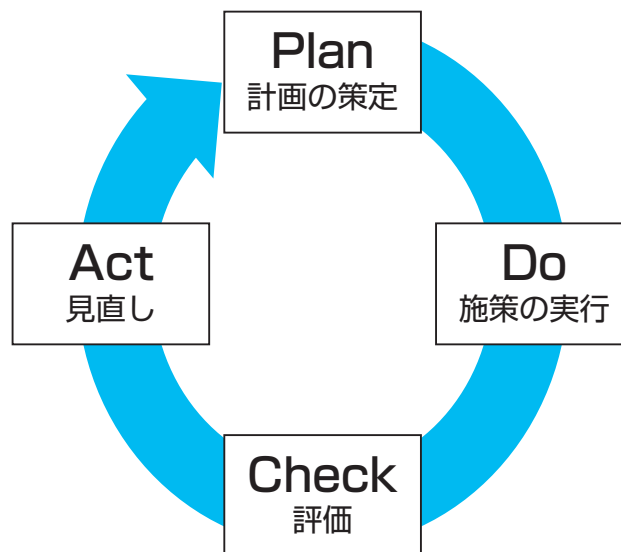
本計画の進行管理は、各年度ごとの評価を行うとともに、区民・事業者等に計画の達成状況を広く公表していくことが必要です。

「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 28 年 9 月 環境省)では、区市町村は、一般廃棄物処理基本計画について、Plan (計画の策定)、Do (実行)、Check (評価)、Act (見直し)のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理基本計画の点検、見直し、評価を行う必要があるとしています。

したがって、本計画における事業の評価については、計画目標や事業の効果等を測定するためのデータとして設定する取組指標を用い、定量的評価や、各施策の進捗状況をベースに、新宿区リサイクル清掃審議会において、毎年、各具体施策の評価確認を行います。

《取組指標を使った事業の評価確認手順》

- ・ 実施時期 毎年実施
- ・ 確認内容 区民一人 1 日あたりのごみ・資源の総排出量のチェック
事業系ごみの再利用率のチェック
- ・ 内容評価 新宿区リサイクル清掃審議会での事業評価



《一般廃棄物処理基本計画の体系図》

基本的な考え方



第4章 生活排水処理基本計画

1 現 状

区内における下水道普及率は100%となっています。
なお、浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥については許可業者により処理されています。

し尿くみ取り実績の推移

年 度	平成 24	25	26	27	28	29
くみ取り戸数	4戸	3戸	2戸	2戸	2戸	0戸

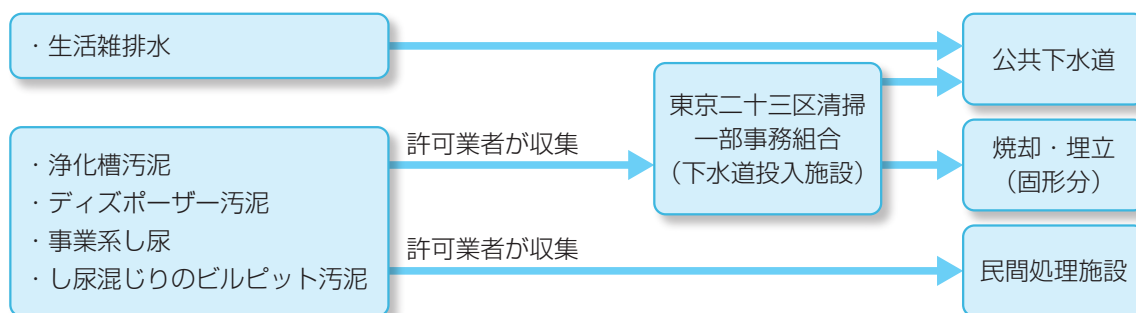
2 基本方針

区では、下水道整備が完了していることから、し尿を含む生活排水については公共下水道によって処理を行い、事業活動に伴って排出される仮設便所等のし尿や、し尿混じりのビルピット汚泥等については、引き続き事業者の責任により処理を行います。

3 処理方法

現在、家庭からのくみ取りし尿の排出は見込まれませんが、発生した場合には、区が収集・運搬を行います（平成25年度から新宿区内で発生する家庭からのし尿は、近隣区との共同処理としました）。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥については、一般廃棄物収集運搬の許可業者が収集・運搬し、処分は、東京二十三区清掃一部事務組合又は一般廃棄物処分の許可業者が行っています。



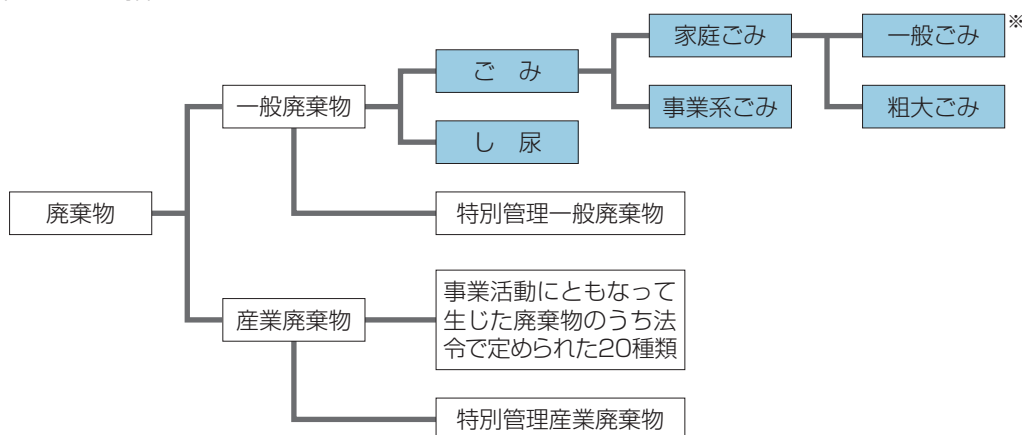
資料編

1 用語解説

あ行

一般廃棄物

一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、ごみとし尿に分類され、下図網掛け項目のことを指す。



※燃やすごみ、金属、陶器、ガラスごみなど

医療系廃棄物

医療関係機関等から排出される廃棄物のことであり、人が感染する恐れのある病原体が含まれている可能性がある感染性廃棄物と感染のおそれのない非感染性廃棄物に分類される。

か行

拡大生産者責任

従来自治体などの行政が負担していたごみリサイクル処理費用を、主たる事業者である生産者に負担してもらうという考え方。これにより製品の設計段階での環境配慮の促進が期待される。また、市場経済を通じた生産者からの消費者への価格転嫁という形で、最終的には消費者が負担するという仕組み。

さ行

再利用計画書

事業用大規模建築物所有者が、建築物から排出される廃棄物の再利用に関する計画を作成したもの。区の条例に基づき、年に1度作成し、区長に提出しなければならない。

サーマルリサイクル

廃棄物から熱を回収すること。ごみの焼却処理から得られる熱が、発電や施設内の暖房・給湯・温水プール・外部への蒸気利用等に利用される。

事業用大規模建築物

区条例により、事業用途部分の延床面積 1,000 m²以上の建築物を「事業用大規模建築物」と定義。これらに「廃棄物管理責任者の選任」「再利用計画書の提出」「再利用対象物保管場所の設置」等の義務を課すとともに、区職員が立入指導を実施している。

資源循環型社会

製品が廃棄物になることが抑制され、また循環資源になった場合の適正利用、循環資源にならない場合の適正処分が確保され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際開発目標。目標12として、「持続可能な生産消費形態を確保する」が掲げられ、食品ロスの削減等を先進国が率先して取り組むことが謳われている。

循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、平成13年1月に施行された、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本的な枠組みを定めた法律。

食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品。製造過程で発生する規格外品、小売店での売れ残り、家庭での食べ残しや賞味期限切れによる廃棄などが該当する。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について定めた法律。

生活排水

家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所などの排水（生活雑排水）を総称したもの。

た行

厨芥

厨房（台所）から出る調理くずや残飯などのごみ。

中間処理

燃やすごみの焼却処理、金属・陶器・ガラスごみの破砕・選別処理など、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に影響が出ないようにする処理。

ディスポーザー

調理用の流し台の下部に接続している排水設備に直接取り付ける生ごみ粉碎機。生ごみは、粉碎後、水と共に下水に流され処理される。

東京二十三区清掃一部事務組合

平成 12 年 4 月に特別区が地方自治法第 284 条に定める一部事務組合として設置した特別地方公共団体で、特別区内から発生する一般廃棄物の中間処理を行っている。管理者は、特別区の区長より互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、清掃工場等の運営に係る経費は、特別区の分担金（主にごみ量による分担金）、清掃工場搬入時に徴収する手数料、資源の売却等の歳入により賅っている。

東京二十三区清掃協議会

廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務を管理し及び執行するため、東京 23 区及び東京二十三区清掃一部事務組合が設置した協議会。

は行

廃棄物管理責任者

区の条例に基づき、事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を担当する者。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出抑制と処理の適正化、清潔保持による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和 45 年に「清掃法」を全面的に改めて制定され、昭和 46 年 9 月に施行された法律。

排出者責任

廃棄物の排出者が、その適正なリサイクル等に関する責任を負うべきという考え方。

ビルピット汚泥

排水を下水放流前に一時的に貯留する排水槽（ビルピット）に堆積した汚泥。

ふれあい指導

区民・事業者との対話を中心とするきめ細かなふれあいを大切にした指導方法。地域での排出指導や資源・ごみ集積所の設置に関する調整は、この方法を基本に実施している。

フードドライブ

各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動。

フードバンク

ボランティア団体や NPO 団体が、市場に流通させることができない余剰食品を食品メーカーなどから無償で譲り受け、必要とする施設等へ配布する仕組み。

ま行

持込ごみ

事業者が自ら、または一般廃棄物処理業者に委託して、清掃工場等の中間処理施設に搬入する事業系ごみ。

や行

容器包装リサイクル法

正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成 7 年制定、平成 9 年 4 月に施行された法律。家庭から排出される容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに資源の有効利用を図るための法律。

雇上車両

各区が雇いあげた民間業者（雇上会社）から派遣された車両。

溶融処理

焼却灰をさらに減量化し、環境対策を同時に行うために実施している処理方法。容積は約半分ほどになるため、最終処分場の延命化につながる。環境対策の面では灰に含まれるダイオキシン類の分解や重金属類を封じ込めることが出来る。

溶融スラグ

溶融処理し、冷却・固化した際に排出される物質。アスファルト舗装やコンクリート二次製品の骨材・埋め戻し材などの土木建設資材に利用される。平成 18 年 7 月に、コンクリート用骨材や道路用として有効利用を行うにあたっての JIS が公示された。

2 資源・ごみ排出実態調査報告書（平成28年度概要版）

1 調査概要

1. 調査目的

資源・ごみ集積所及びモニター世帯・事業所から回収した資源・ごみについて、資源・ごみの組成、資源の混入率、排出量等を調査・分析し、新宿区内から発生する資源・ごみの排出実態を把握することにより、「一般廃棄物処理基本計画」策定の基礎資料、「収集作業計画」の精度向上及び排出指導、普及啓発に活用することを目的とした。

2. 調査内容

(1)家庭ごみ組成分析調査

家庭から資源・ごみ集積所（一部「戸別収集」を含む）に排出された資源・ごみを回収し、組成割合や資源の混入率を調査した。

- ・調査対象 戸別収集地区、外国人の居住が多い地区、住商混合地区、単身者集合住宅地区、戸建住宅地区、集合住宅地区（管理人排出）（計6地区）から選定した資源・ごみ集積所。
- ・調査日程 平成28年9月8日（木）～9月14日（水）の6日間（日曜日を除く）。

(2)家庭ごみ排出原単位調査

区内のモニター世帯から発生する一定期間のすべての資源・ごみを回収・分析し、区民一人1日あたりの資源・ごみの排出量（排出原単位）を算出した。

- ・調査対象 戸建住宅地区及び集合住宅地区（計4地区）から選定したモニター世帯（計115世帯）。
- ・調査日程 平成28年9月5日（月）～9月10日（土）の6日間。

(3)事業系ごみ排出原単位調査

区内のモニター事業所から発生する一定期間のすべての資源・ごみを回収・分析し、1事業所1日あたり及び従業員一人1日あたりの資源・ごみの排出量（排出原単位）を算出した。

- ・調査対象 地域特性の異なる地区（計6地区）から選定したモニター事業所（事業系有料ごみ処理券を貼付し、資源・ごみを区に排出している事業所）（計103事業所）。
- ・調査日程 平成28年9月10日（土）～9月17日（土）の7日間（日曜日を除く）。

(4)事業所アンケート調査

(3)事業系ごみ排出原単位調査のモニター事業所を対象に、資源・ごみの排出状況及びごみの減量・リサイクルの取り組み状況等のアンケート調査を行った。

- ・調査対象及び調査日程 上記(3)事業系ごみ排出原単位調査と同じ。
- ・回収状況 調査を実施した103票のうち、81票を回収した。全103票に対して、有効回答率は、78.6%であった。

※図表中の合計値は端数処理により一致しない場合がある。

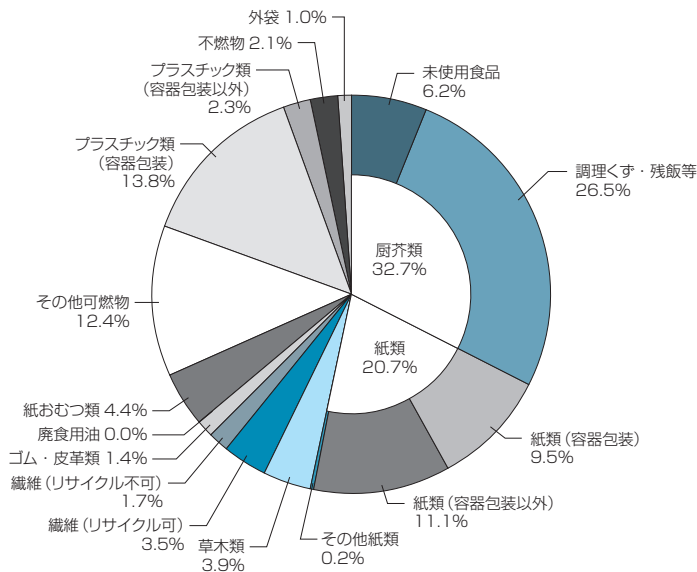
※図表中で「0（ゼロ）」と表示されている箇所は、表示されている桁数よりも小さい値がある場合を示す。

2 家庭ごみ組成分析調査

1. 燃やすごみの組成割合

「厨芥類」が32.7%、「紙類」が20.7%と燃やすごみの約半分の割合を占めていることから、排出者が未利用食品の削減や残飯、調理くず等の減量など食品ロスの削減と紙類の分別の徹底に取り組むことにより、燃やすごみの削減を推進することができると考えられる。

図表2-1-1 燃やすごみの組成分析結果(全体)



図表2-1-2 未利用食品の主な排出物

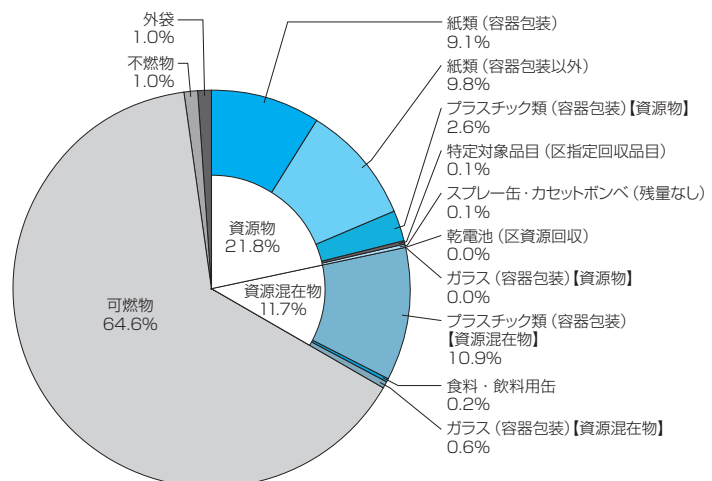


2. 燃やすごみに含まれる資源物等の混入割合

リサイクル可能な資源物の混入割合は、21.8%となっている。

内訳は、「紙類(容器包装以外)」が9.8%と最も多く、次いで「紙類(容器包装)」が9.1%となっており、「紙類」を資源として分別することにより、燃やすごみの削減と資源化率の向上につながると考えられる。

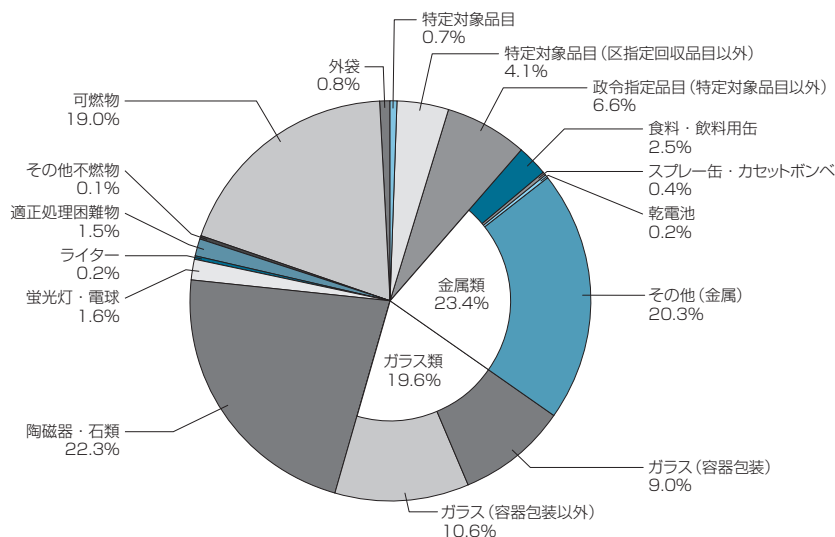
図表2-2 燃やすごみに含まれる資源物等の混入割合(全体)



3. 金属・陶器・ガラスごみの組成割合

金属・陶器・ガラスごみの組成割合は、「陶磁器・石類」が22.3%と最も多くなっている。また、金属・陶器・ガラスごみに含まれる可燃物の割合は19.0%となっており、適正な分別の更なる徹底を周知していく必要がある。

図表2-3 金属・陶器・ガラスごみの組成分析結果（全体）

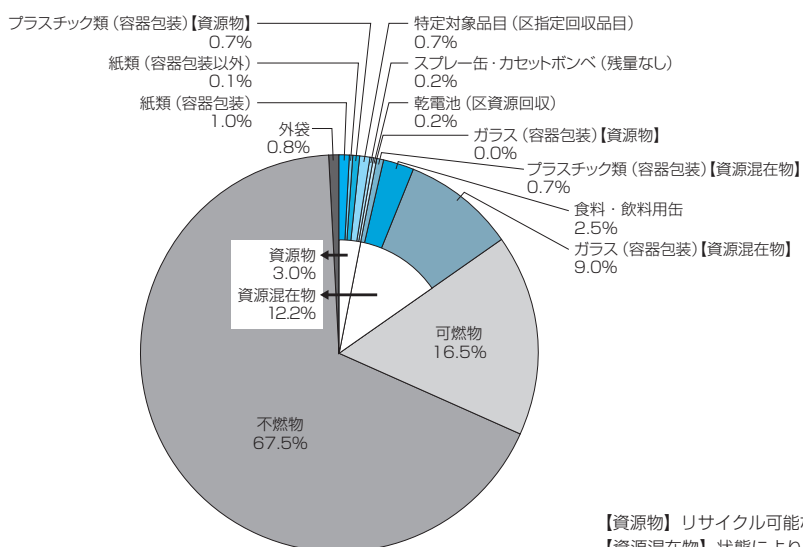


4. 金属・陶器・ガラスごみに含まれる資源物等の混入割合

リサイクル可能な資源物の混入割合は、3.0%となっており、「紙類（容器包装）」が1.0%と最も多く含まれている。

汚れ等の状態により、リサイクルできないものを含む資源混在物の混入割合は、12.2%となっており、「ガラス（容器包装）【資源混在物】」が9.0%と最も多く含まれている。

図表2-4 金属・陶器・ガラスごみに含まれる資源物等の混入割合（全体）



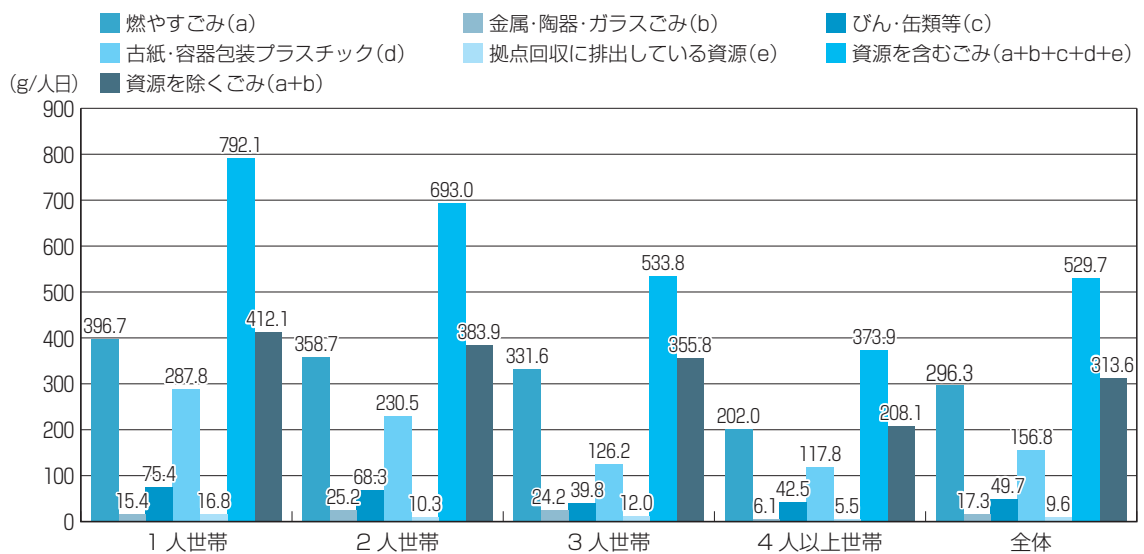
【資源物】リサイクル可能なもの。
【資源混在物】状態により、リサイクルできないものを含む。

3 家庭ごみ排出原単位調査

1. 区民一人1日あたりの資源・ごみの排出量（世帯人数別）

区民一人1日あたりの資源を含むごみの排出量は、全体で529.7g/人日となっている。「1人世帯」は、金属・陶器・ガラスごみを除く全ての項目で最も多く排出しており、世帯人数が少ないほど資源を含むごみの排出量が多くなる傾向がみられるため、少人数世帯に対してごみ減量の働きかけを強化していく必要がある。

図表3-1 区民一人1日あたりの資源・ごみの排出量（世帯人数別）



2. 平成23年度排出原単位調査との比較

燃やすごみの排出量の合計は、0.1g/人日増加しており、古紙・容器包装プラスチックの排出量の合計は、53.2g/人日増加している。

拠点回収に排出している資源の排出量の合計は、3.2g/人日減少しているが、これは平成27年度から区内全域でびん、缶、ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ・乾電池を資源・ごみ集積所での回収を開始した影響と考えられる。

図表3-2 平成23年度排出原単位調査との比較

	H28 (g/人日)	H23 (g/人日)	増減 (g/人日)
燃やすごみ(a)	296.3	296.2	0.1
金属・陶器・ガラスごみ(b)	17.3	18.0	-0.7
びん・缶類等(c)	49.7	58.0	-8.3
古紙・容器包装プラスチック(d)	156.8	103.6	53.2
拠点回収に排出している資源(e)	9.6	12.8	-3.2
資源を含むごみ(a+b+c+d+e)	529.7	488.6	41.1
資源を除くごみ(a+b)	313.6	314.2	-0.6

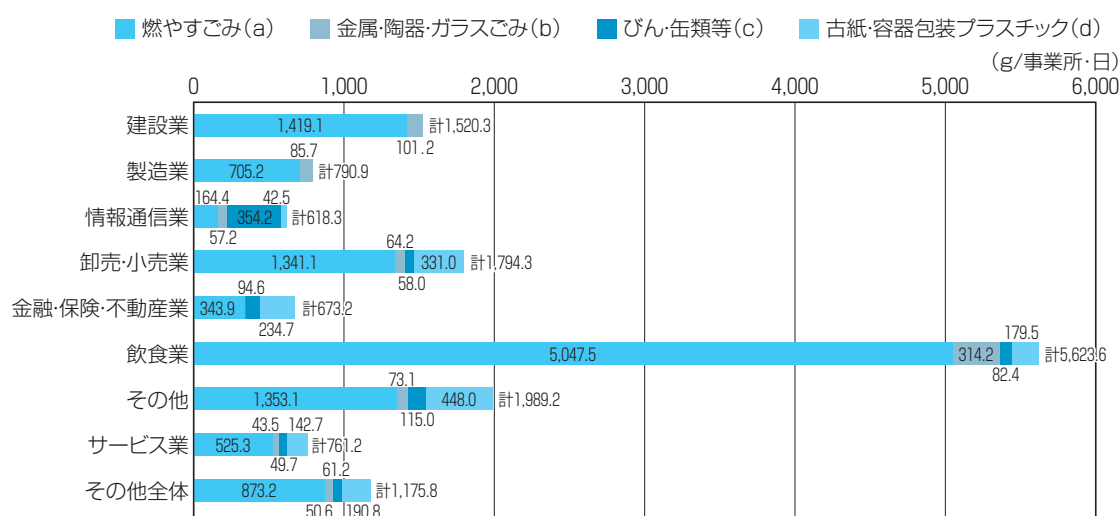
4 事業系ごみ排出原単位調査

1. 1事業所1日あたりの資源・ごみの排出量（業種別）

1事業所1日あたりの資源を含むごみの排出量は、全体で1,175.8g/事業所・日となっている。

業種別で資源を含むごみの排出が最も多かったのは、「飲食業」の5,623.6g/事業所・日、最も少なかったのは、「情報通信業」の618.3g/事業所・日となっている。

図表4-1 1事業所1日あたりの資源・ごみの排出量（業種別）

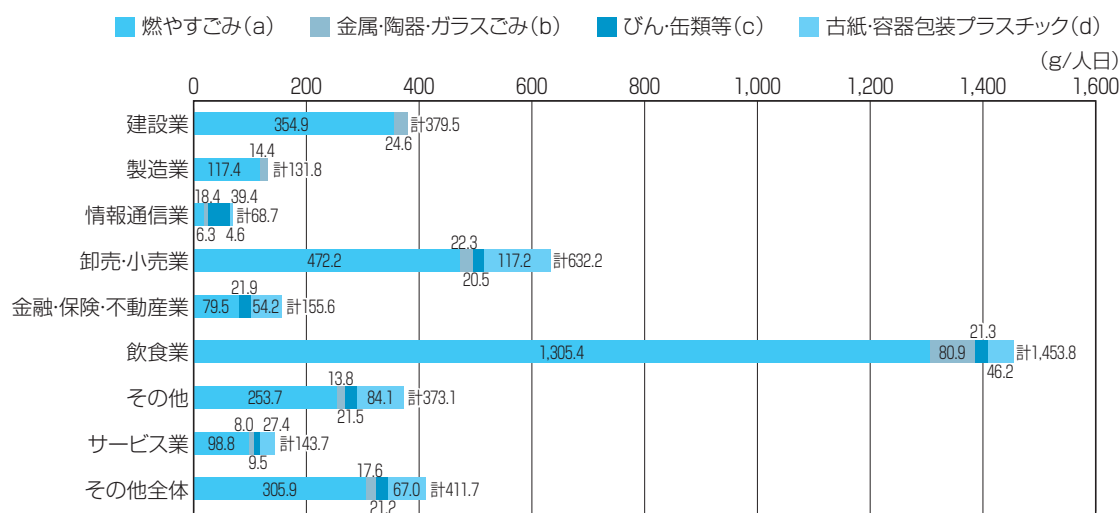


2. 従業員一人1日あたりの資源・ごみの排出量（業種別）

従業員一人1日あたりの資源を含むごみの排出量は、全体で411.7g/人日となっている。

業種別で資源を含むごみの排出が最も多かったのは、「飲食業」の1,453.8g/人日、最も少なかったのは、「情報通信業」の68.7g/人日となっている。

図表4-2 従業員一人1日あたりの資源・ごみの排出量（業種別）

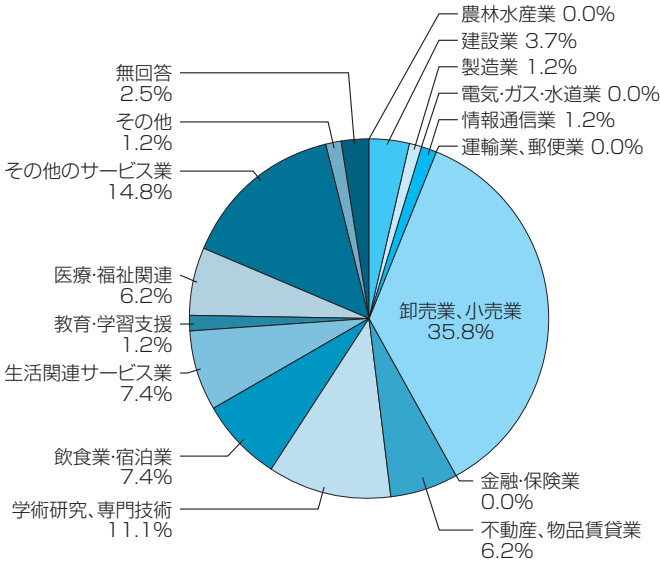


5 事業所アンケート調査

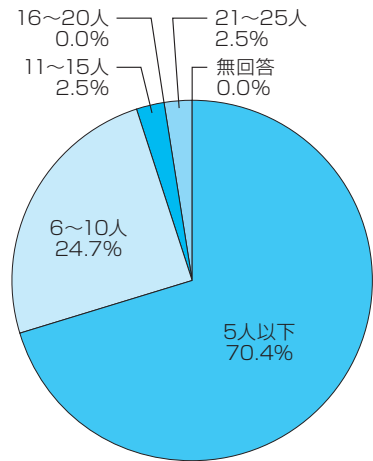
1. 回答事業所の属性

業種別では「卸売業、小売業」が35.8%で最も多く、従業員別では「5人以下」の事業所が70.4%で最も多くなっている。

図表5-1-1 業種



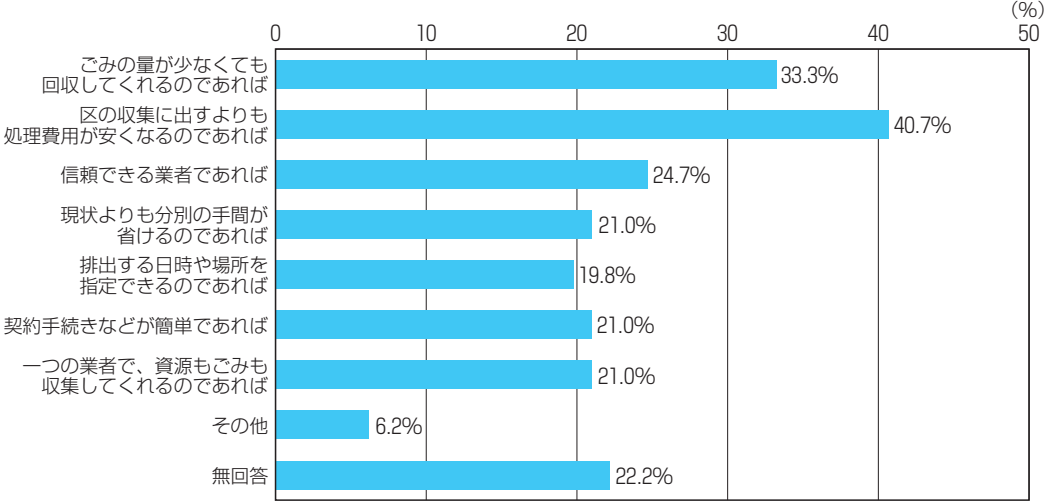
図表5-1-2 従業員数



2. 民間処理業者への移行条件

「区の収集に出すよりも処理費用が安くなるのであれば」が40.7%と最も多く、次いで「ごみの量が少なくても回収してくれるのであれば」が33.3%となっていることから、条件により、移行を許容する事業所が相当数ある。

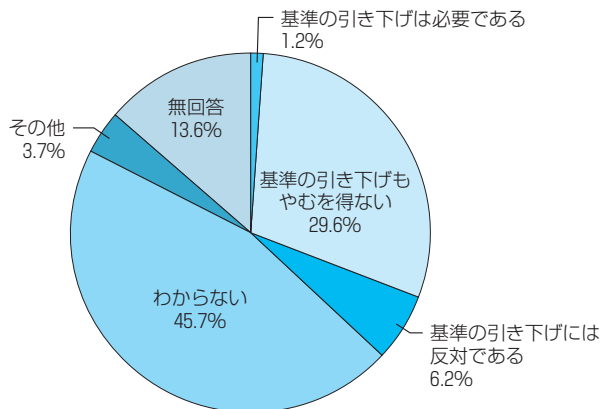
図表5-2 民間処理業者への移行条件



3. 「日量 50kg未満」の基準の引き下げ

「わからない」が45.7%で最も多く、次いで「基準の引き下げもやむを得ない」が29.6%となっていることから、事業系ごみの自己処理原則や適切な費用負担について、区が十分な説明と情報提供を行うことにより、事業所に対して一定の理解が得られると考えられる。

図表5-3 「日量 50kg未満」の基準の引き下げ



法律(*1)により、事業活動に伴い排出される資源とごみは、自己処理が原則であるが、区の条例(*2)では、家庭ごみの処理に支障のない範囲において、事業所(排出量が一日平均50kg未満)が有料ごみ処理券を貼って排出した資源とごみの収集を行うものとしている。

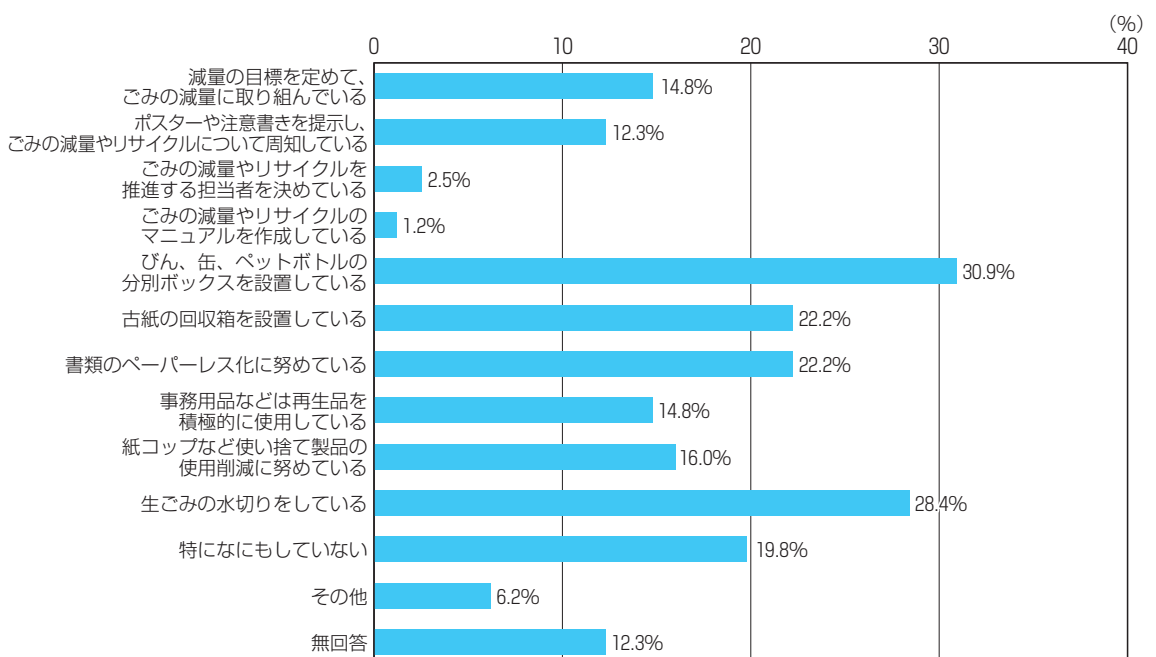
なお、排出量については、基準の引き下げを行っている自治体もある。

- *1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- *2 新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例

4. 事業所で実施している取り組み

「びん、缶、ペットボトルの分別ボックスを設置している」が30.9%で最も多く、次いで「生ごみの水切りをしている」が28.4%、「古紙の回収箱を設置している」及び「書類のペーパーレス化に努めている」が22.2%となっている。

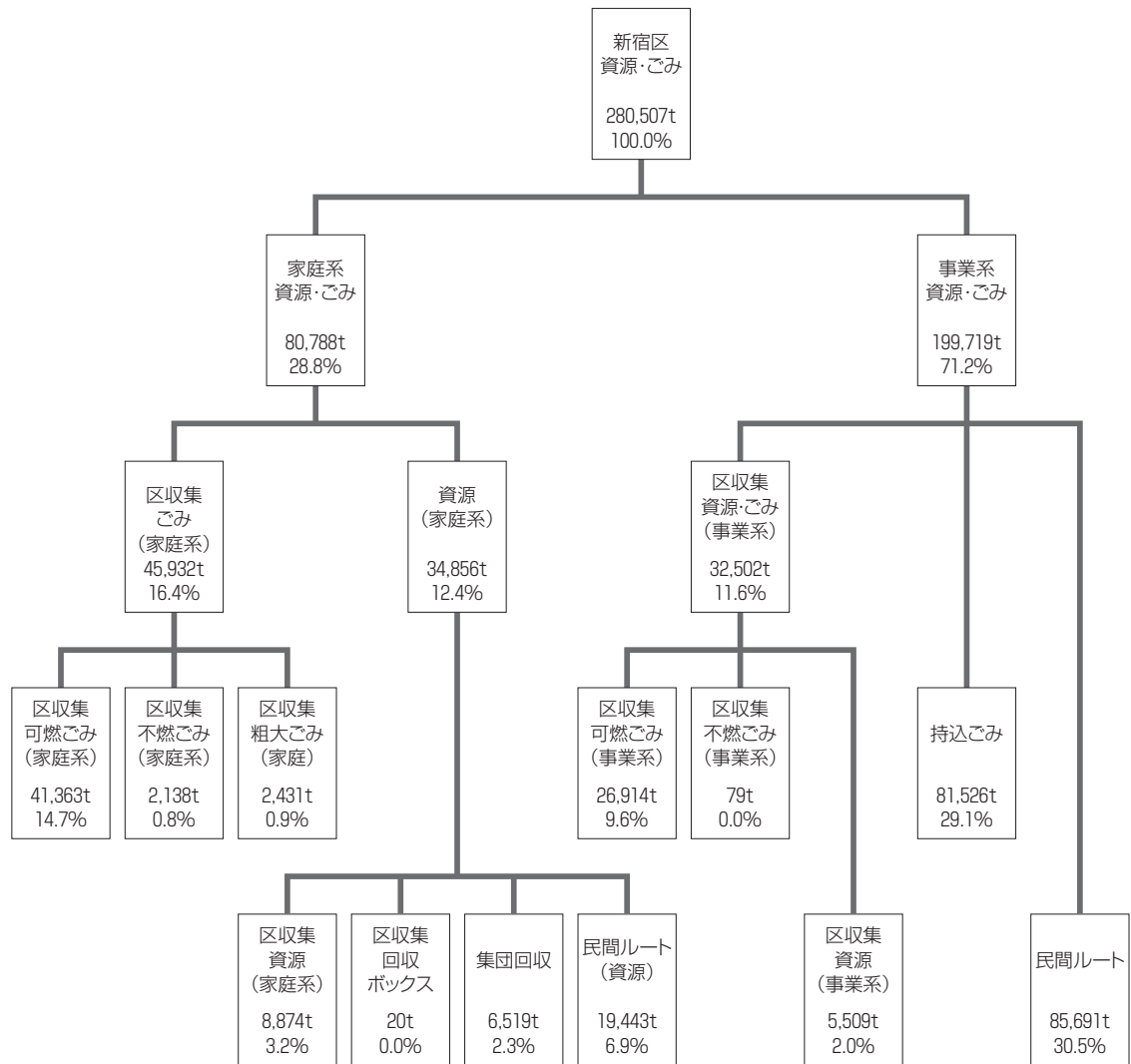
図表5-4 事業所で実施している取り組み



6 新宿区のごみの発生量の推計

新宿区から発生する平成 28 年度の資源・ごみ量は、全体で約 280,507t と推計する。内訳は、家庭系が約 80,788t で 28.8%、事業系が約 199,719t で 71.2%となっている。

図表6-1 新宿区における平成 28 年度の資源・ごみの発生・処理フロー



	ごみ	資源	合計
家庭系	45,932t	34,856t	80,788t
事業系	108,519t	91,200t	199,719t

	ごみ	資源	合計	
公共 関与	直接(区収集)	72,925t	14,403t	87,328t
	間 接	81,526t	6,519t	88,045t
民間ルート	—	105,134t	105,134t	
合 計	154,451t	126,056t	280,507t	

3 新宿区リサイクル清掃審議会答申(本文)・委員名簿

答 申

平成 28 年 7 月 12 日、貴職から当審議会に諮問のありました「新宿区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項について」、鋭意検討を重ね、結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします。

平成 29 年 6 月 6 日

新宿区長

吉 住 健 一 殿

新宿区リサイクル清掃審議会

会長 安 田 八 十 五

新宿区一般廃棄物処理基本計画に
盛り込むべき事項について

答 申

平成 29 年 6 月

新宿区リサイクル清掃審議会

一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項 答申

1 はじめに

現行の新宿区一般廃棄物処理基本計画は、平成 20 年度を初年度として、平成 29 年度までの 10 年間で期間とした計画である。

この間、国の廃棄物・リサイクル行政においては、資源循環型社会形成に向けた取組みが一層進んでおり、国連総会においても 2030 年（平成 42 年）までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が採択され、食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われている。また、循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」や、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の適正処理に関する基本方針」の改正、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の制定等、計画や法令の制定や改正が続けて行われており、循環型社会の構築や廃棄物の発生抑制・再生利用などの施策の推進について、生活者・事業者・行政等が協力してともに取り組む方向性が示されているところである。東京 23 区では、最終処分場のひっ迫を背景として、ごみの減量と資源の有効利用の観点から、平成 20 年度から再生利用に適さない廃プラスチックのサーマルリサイクル（熱エネルギー回収）を行うとともに、新宿区においても、容器包装プラスチック及び使用済み小型電子機器等を資源として回収するなどごみ量の削減を図っている。

これらの状況の変化を踏まえ、新たに平成 30 年度から平成 39 年度までを期間とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定するにあたり、新宿区長からリサイクル清掃審議会に対し盛り込むべき事項について諮問がなされた。本審議会において検討を行い、下記のとおり答申する。

2 基本的な考え方

現行の計画は、基本構想・総合計画が掲げるまちづくりの基本目標である「持続可能な都市と環境を創造するまち」を目指し、「ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す」及び「環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する」との 2 つの基本的な考え方をもとに「ごみ半減・リサイクル倍増」というチャレンジ目標を設定したものである。

新宿区は、これまで、第二次環境基本計画で「資源循環型社会を構築します」を目標の一つに据えている。これを受け、現行の計画では「1. ごみ発生抑制によるスリムな社会」、「2. 資源回収の拡充による循環する社会」、「3. 適正なごみ処理を行う社会」及び「4. 区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会」の 4 つの柱を立て、具体的な事業を通じてチャレンジ目標の達成に向け努めてきた。

平成 28 年度までの成果を見ると、対平成 17 年度比で、一人一日あたりのごみ量については約 3 割の減少、資源化率については約 2.5 割の増大となっており、前計画の取組みによって想定されたごみ量の削減は達成することが出来た。しかしながら、生ごみの減量、ごみに含まれる資源の適正な分別などの取組みでは想定した削減量や資源化率に至ら

ず、目標の達成が難しい状況となっている。

そこで、新計画では、平成 20 年の計画策定期間から社会状況などが変わってきていることを踏まえ、従来からの基本的な考え方は変えないが、現計画の想定の見直しや新たな目標を設定することが必要であるとする。そのため、人口や単身世帯の増加及び多様な事業者が多い新宿区の地域特性など現状に基づく課題を考慮し、客観的に達成を実感できる様な目標設定をすることが求められる。加えて、より目標達成を実現できるようにするため、現在までのごみ減量・リサイクル推進についての更なる取組みの見直し・再構築・新規施策の実施を行っていくべきであるとする。

具体的な施策実施にあたっては、

○ごみ発生抑制によるスリムな社会

○資源回収の充実による循環する社会

○事業者の適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会

○適正なごみ処理を行う社会

を4つの柱とし、明確な目標を持って出来得る限りの施策の推進に果敢に取り組むべきである。

3 盛り込むべき事項

(1)ごみ発生抑制によるスリムな社会

①食品ロス削減をはじめとする消費行動に係わるごみ発生抑制策の推進

- ・事業者が生産した物を購入するという点で、生活者側は受身であるが、需要を左右する側面もあり、事業者の生産・販売活動は生活者の消費行動に影響される。特に近年世界的に課題とされている食品ロスについては、平成 28 年度の排出実態調査の結果によると、新宿区の家庭ごみの組成割合で3割強を占める厨芥類に多く含まれていると考えられるので、区は、食品ロス削減に向けて、区民と事業者両方への働きかけを行う必要がある。たとえば、区民に対しては、イベントやシンポジウムなどの開催や広報活動により食品ロス削減の意識醸成を図っていくべきである。事業者に対しては、行政が食品ロス削減に取り組む事業者の活動を区民に広く情報提供し、事業者の取組みを積極的に支援していく仕組みを構築すべきである。
- ・また、「生活者の使い捨て型のライフスタイル」を見直していくことが重要であり、持続可能な資源循環型社会を推進するために再使用（リユース）や長期使用を考慮した取組みをしていく必要がある。レジ袋削減を端緒としながら、簡易包装商品の購入や詰め替え用商品の活用など、区民生活の様々な場面において、ライフスタイルをごみ発生抑制に転換させるための普及啓発を更に推進する必要がある。たとえば、人の集まるイベ

ント等でのリユース容器の使用奨励など、ごみにさせない、増やさないという意識の喚起も必要である。

②ごみ発生抑制施策についての区民・事業者・行政の連携

- ・実際に消費者がごみ減量につながる商品を探しても、事業者側からそうした商品を提供されなければ購入することはできない。一方、事業者が環境に配慮した商品を提供しても、購入者が少なければ継続性は保てない。このような消費行動と事業活動のギャップを調整し、環境に配慮した事業者の社会行動や望ましい消費行動に向けての啓発や調整をしていく役割が行政には存在している。
- ・区民・事業者・行政がそれぞれの立場でごみの発生抑制を実践し、ごみ減量やリサイクルに取り組むとともに、相互の理解を深める必要がある。このため、共通の課題に向けて区民はもとより地域団体、事業者団体と行政の連携を強化するため「3R推進協議会」を設置しているが、より効果的な事業を検討していくためには、連携をより強固なものにし、実現可能な取組みの実施につなげていかなければならない。

③不用品についての再使用の促進と行政のバックアップ

- ・不用品の再使用について、新宿区リサイクル活動センターでは、「もいちど倶楽部」の運営、フリーマーケットの開催等を行っている。また、大型家具等の粗大資源についての再使用・情報提供の施設としても設置している。しかしながら、潜在的な区民ニーズに応えられるよう十分な周知がされているとは言い難いため、今後資源の再使用・再利用の拠点としての役割を強化するために更なる情報発信をする必要がある。
- ・地域団体やNPO団体などによるフリーマーケットは活発に行われているが、公園や地域センターなどの「場所＝スペース」の提供や「情報交換の場」の提供等、行政によるバックアップ機能を充実させることによりマーケットの拡大を図っていくことが重要である。

④地域で活躍する人材の育成

- ・これからの新宿区を担う人材として、児童・生徒への環境・リサイクル教育も重要である。学校や地域と連携を図りながら、単なる知識の習得でなく、日常生活の中から課題に気づいたり、実践活動によって理解を深めたりできるよう工夫していくことが望まれる。また、地域にある大学や地域団体とも連携し、地域で活躍していく人材を育成していく仕組みを形成していくとよい。

⑤ごみ発生抑制手法としての家庭ごみ有料化等についての区民意見収集

- ・本審議会では、家庭ごみ有料化に関して、ごみ発生抑制手法としての有効性を評価してきた。課題はあるものの、ごみの減量やリサイクルに対する当事者意識を高めることな

どの効果があるかと考える。大都市での実施は難しいと言われてきたが、現在、政令指定都市 9 市が有料化を実施している。また、東京都内でも、22 市 4 町が家庭ごみ有料化を実施している状況にある。家庭ごみ有料化は、直接区民に負担を課するものであることから、区民との十分な意見交換が必要であり、幅広い意見の聴取に努めるべきである。現実的な問題として区単独での実施は難しい面もあることから、周辺区の動向なども注視しつつ他区との連携も視野に入れる必要がある。

- ・また、レジ袋の削減対策として、東京都が「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」を策定し、レジ袋無料配布ゼロに向けて取組みを行っていくとしている。新宿区においてもレジ袋有料化に向けた効果的な周知啓発をすすめていくべきである。

(2)資源回収の拡充による循環する社会

①集団回収の充実に向けての検討

- ・資源ごみなどの集団回収は、行政による収集と比較して経費が少なくてすみ、地域団体の収入になる点ですぐれた手法である。その一方、町会などの世話人の負担や回収回数が少ないなど課題もある。
- ・他の自治体では、行政による資源回収を集団回収に切り替えていくところもある。集団回収については、実施団体の状況のみでなく回収事業者側の状況も考慮する必要があるが、十分な現状把握を行ったうえ、他の自治体の改革手法も研究しながら、集団回収システムの充実・強化を図るべきである。

②資源回収の円滑な実施

- ・新宿区は、容器包装プラスチックを含むさまざまな資源物の回収を行い、より積極的にごみの減量と資源化を図ってきた。加えて、これまで回収されずに廃棄されていた使用済小型電子機器等の回収を実施するとともに、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」にもいち早く参加するなど、積極的に資源化事業に取り組んでいる。容器包装プラスチック同様、周知活動に一般区民も巻き込みさまざまな主体で取組みが行えるような仕組みを構築していくべきである。
- ・平成 28 年度の排出実態調査の結果、ごみに含まれている資源物の割合が高く、回収しきれない資源が極めて多く存在していることが判明した。資源を正しく分別し排出するためにも、より効率的・簡易的な資源回収方法等を検討する必要がある。普及啓発についてもより広く実施していくべきである。

③既に実施している資源回収の徹底と更なる資源化の検討

- ・容器包装プラスチック・古紙・小型電子機器等の資源回収を推進するとともに、引続き

現在実施している資源回収の徹底化を図っていく必要がある。

- ・また、容器包装プラスチック等の資源化が進んだ後も、再生利用可能な資源ごみの回収を検討する必要がある。粗大ごみや古布についても、リサイクルできるものを選別し資源化できるよう品目を増やすことも検討していくべきである。他区や他団体で実施している資源回収品目や資源回収方法については、実施のメリット・デメリットを比較し、費用対効果などについても考慮して、資源化することによりメリットがある品目については、積極的に資源化していくべきである。

(3)事業者の適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会

①事業者の自己処理責任に基づくごみ減量・資源化の推進と事業系ごみのあり方の検討

- ・新宿区は地域特性として事業系ごみの占める割合が大きく、新宿区内で発生する年間ごみ量約16万トンのうち、約11万トン(7割程度)が事業系のごみである。このうち、約8万トンについては事業所から清掃工場に直接持ち込まれているが、ごみの排出が日量50kg未満の事業者については、区のごみ収集時に併せて排出することが認められている。区が収集するごみ量のうち、約4万5千トン(約6割)が家庭系ごみ、約2万5千トン(約4割)が事業系ごみという状況である。

- ・大規模事業者については、引き続き立入指導等を行い、更なる資源化の推進を進めていく。また、中小事業者については、大規模事業者と比べ資源回収が進んでいない現状がある。中小事業者の現状把握を行い、資源回収が促進されるよう働きかける必要がある。

②事業系ごみの区による収集の見直し

- ・事業者のごみ処理については本来自己処理が原則である。現在区が収集している事業系ごみに関しては適正な排出を指導するとともに、清掃事業の効率性と負担の公平性の観点からも、事業者の理解と協力のもと、ごみ排出日量50kg未満の基準を見直し、行政による収集から民間業者による収集への移行を進めていくべきである。

③拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ

- ・「拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility : EPR)」とは、自治体などの行政が負担していたごみリサイクル処理費用を、主たる事業者である生産者に負担してもらうという考え方であり、これにより製品の設計段階での環境配慮の促進が期待される。また、市場経済機構を通じた生産者からの消費者への価格転嫁という形で、最終的には消費者が負担するという仕組みである。今後も拡大生産者責任の考え方に基づき、行政の行う回収、分別、保管等の費用についても事業者の責任と負担を位置づけるよう、引き続き国や事業者へ働きかけていく必要がある。

- ・また、ごみの発生抑制を進めるためには、事業者側の更なる取組みも欠かせない。事業

者は、資源循環型社会の構成員として、ごみ発生抑制を考えた商品の生産・販売やサービス活動に、一層努力する必要がある。

(4)適正なごみ処理を行う社会

①新宿区の特性を踏まえた効果的で多様な普及啓発の取組み

・新宿区の特徴としては、区民の転出入が多いこと、外国人人口が多いこと、単身者世帯が多いことなどが上げられる。これらの特徴を踏まえ効果的な周知活動を行うことが重要である。

・地域情報が伝わりにくい若年単身層に対しては、区の関係組織や不動産業者、大学・専門学校などとの連携を図る、外国人層へは外国語による周知チラシの作成や、国際交流組織等の関係機関への情報提供など、さまざまな媒体を活用した周知活動を行うなど、適正なごみ・資源の排出方法や3Rの重要性を推奨していく必要がある。

②適正な費用負担

・事業系ごみを区で収集する際の廃棄物処理手数料については、効率的なごみ収集・処理による経費削減に努める一方、実際の廃棄物処理原価との整合を図り、事業者による適切な費用負担を求めるべきである。

③災害廃棄物への対応

・東日本大震災や熊本地震災害等の大規模災害の経験を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」等との整合性を図り、災害廃棄物を適正に処理し生活環境の保全を確保するための「新宿区災害廃棄物処理計画」を整備すべきである。

4 みんなで取り組むごみ減量目標の設定

・持続可能な循環型社会は、生産も消費も適量で行われる社会である。資源回収についても、資源の再生利用に伴う環境負荷やコストを考えると、ただ回収されればよいというものではない。ごみ量のみでなく、ごみ・資源を合わせた総排出量も減らしていく必要がある。

・ごみ減量の推進については、区民や事業者に分かりやすく、積極的に取り組みやすい達成の実感がある目標を掲げていくべきである。審議会としては、「区民一人あたりの区収集ごみ量について、平成27年度を基準として平成39年度までに現計画以上の更なる削減を目指す」を大きな目標として区民や事業者にアピールすべきと考える。

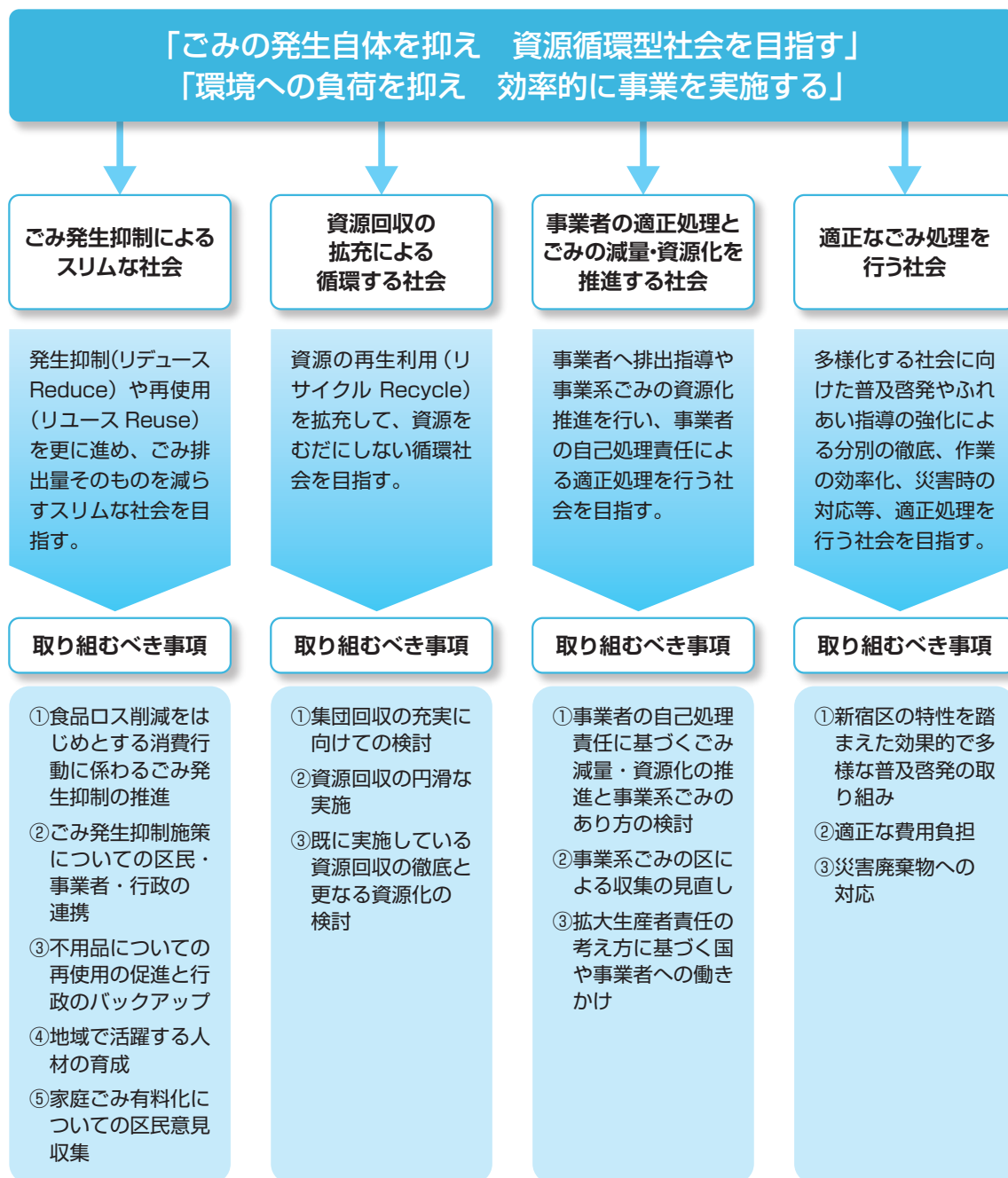
また、資源化率、事業者の再生利用率、ごみ・資源を合わせた総排出量についても、事業の効果等を測定するためのデータとして、排出実態調査等でこまめに収集し、分析・検証していく必要があると考える。

- ・ 本答申において一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項として示した提言が積極的に取り入れられ、区民・事業者・行政の各主体が一体となって資源循環型社会の構築及び各主体の責任と費用負担の適正化及び明確化に取り組む大きな流れとなることを期待する。

[参考]

一般廃棄物処理基本計画策定に当たっての答申の考え方

基本的な考え方



新宿区リサイクル清掃審議会委員名簿

No.		団 体 名 等	会長・ 副会長	委員氏名
1	学識経験者	前関東学院大学経済学部 教授	☆	安田八十五
2		早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 教授	◎	小野田弘士
3		環境カウンセラー、ジャーナリスト		崎田 裕子
4	区内事業者	新宿区商店会連合会（平成 29 年 7 月まで）		大室 新吉
		新宿区商店会連合会（平成 29 年 7 月から）		福井清一郎
5		東京都資源回収事業協同組合新宿支部		露木 勝
6		東京廃棄物事業協同組合		藤井 練和
7		牛込スーパー・コンビニエンス協議会		唐沢 吉治
8		新宿区生鮮三品小売店連絡会		安井潤一郎
9		東京商工会議所新宿支部		中墓 浩正
10	区内関係団体	新宿区町会連合会		松永 健
11		新宿区消費者団体連絡会		友永 陸子
12		新宿区婦人団体協議会		船山 和子
13		新宿西清掃協力会		秋田 博
14		四谷清掃協力会（平成 29 年 7 月まで）		宮内 長吉
		四谷清掃協力会（平成 29 年 7 月から）		木村 長康
15		牛込清掃協力会		松永多恵子
16	新宿区エコライフ推進協議会		高野 健	
17	公募委員			大塚 庸夫
18				橋本 泰子
19				渡邊 翠
20	区	環境清掃部長（平成 29 年 3 月まで）		柏木 直行
		環境清掃部長（平成 29 年 4 月から）		野田 勉

新宿区環境都市宣言

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心にあって、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人々が、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

- 一 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、いつでも環境を良くすることを考えて行動します。
- 一 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある資源を大切にします。
- 一 私たちは、自然環境とのきずなを深め、さまざまな生物がともに生きる環境づくりをめざします。
- 一 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

平成 6 年 6 月 5 日

新 宿 区



新宿区一般廃棄物処理基本計画

印刷物作成番号
2017-11-3915

発行年月 平成30年1月

編集・発行 新宿区環境清掃部ごみ減量リサイクル課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：5273-3318 Fax：5273-4070